

## 平成22年第359回矢吹町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成22年12月13日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願・陳情の付託

議案第55号・第56号・第57号・第58号・第59号・第60号・第61号・第62号・第63号・第64号

請願第8号・第9号・第10号・第11号・第12号

陳情第5号・第6号・第7号

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員(16名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君	
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君	
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君	
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君	
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君	
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君	
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君	
15番	栗	崎	千	代	松	君	16番	柏	村		栄	君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	崎	吉	郎	君	副	町	長	渡	邊	正	樹	君			
教	育	長	栗	林	正	樹	君	企	画	経	営	課	長	圓	谷	誠	君
総	務	課	長	会	田	光	一	君	税	務	課	長	富	永	祥	二	君

町民生活課長 円 谷 一 雄 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

産業振興課長  
兼農業委員会  
事務局 長 須 藤 源 太 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 会計管理者  
兼出納室長 小 針 茂 君

教育次長兼  
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君 生涯学習課長 近 藤 尚 一 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀

主 幹 兼  
局長 補 佐 水 戸 邦 夫  
兼 次 長

---

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程に先立ちまして、報告いたします。

9番、熊田宏君から、午前中欠席する旨の届け出がありました。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（柏村 栄君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

---

◇ 鈴木 一 夫 君

○議長（柏村 栄君） 通告1番、4番、鈴木一夫君の一般質問を許します。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を3項目させていただきます。

町長の具体的かつ明瞭なご答弁を期待をいたします。

1点目、クラウドコンピューティングへの取り組みについて質問をいたします。

総務省は、2015年にも全自治体に導入することを目指しているが、当町のクラウドコンピューティング導入に関しての取り組み指針はということで質問をいたします。

マスコミ報道によれば、クラウドコンピューティングを来年4月には150以上の自治体が主要業務に採用する見通しであることが報じられております。クラウドはネット経由でIT企業のデータセンターにあるサーバーに接続をし、各種ソフトウェアを利用できるもので、入札に使う調達システムや住民情報を管理する基幹業務システムが構築してきましたが、そうした設備や管理が単独の自治体で行うことが不要になるわけで、特に小規模自治体においてはそのメリットが大きく、費用が半減をするのではないかと試算もなされており、同様に、これは住民負担の大きな軽減になるはずであります。

実際、基幹業務では神奈川県14町村、電子調達では既に千葉県及びその42市町が来年の4月から導入予定であります。クラウドを単独で使うケースと複数の自治体が共同利用する2種類がありますが、当町のような小規模な自治体においては、当然コストメリットが大きい後者の道を選択するべきでありましょう。現在、国保同様、単独の自治体でのこういう運用につきましても、費用負担の面からも、近い将来負担になかなか耐えられにくいということが明白で、将来的に住民負担の軽減が図られると。財政状況がどの自治体も厳しい中、維持管理経費の縮減がなかなか進まず、昨今の頻りに改定されます法改正への対応も、これも大きな自治体の

負担となっていることはご承知のとおりであります。さらに、それに対応する職員の負担も増大しているという現況にあります。

福島県にはまだ導入している自治体はありませんが、ぜひ野崎町長も、西白河郡の町村会長という立場からも強いリーダーシップをとっていただき、福島県の中で、白河市を含めてこの西白河郡がクラウドコンピューティングの先駆けとなるよう、切に期待をするものであります。

よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

次に、新町・弥栄線道路整備事業について。

年度当初に掲げた目標に対する進捗状況はということでご質問をいたします。

非常に恵まれました西側地域の開発にも関するわけですが、立地的な条件に恵まれたあの地域の開発等、朝夕の特に皆さんはご承知のとおり混雑、4号線につながる交通渋滞の緩和、解消、あるいは地域住民の利便性を考慮する上で、一刻も早い整備が望まれるわけではありますが、現在の進行状況についてはどういうふうになっているのか説明を求めるものであります。

ことしの都市建設課の運営方針と目標の中には、新町地内の国道4号線から旧国道へアクセスする道路で、現況道路は砂利道で道路の幅が狭い、それによって改良舗装工事を行って、地域の民間開発を誘導させるとともに地域間のネットワークの形成を図るとありますので、この点についてもご答弁をいただきたいというふうに思います。

次、3点目であります。

八幡町・善郷内線の道路整備についてであります。

羽鳥幹線水路敷の内延長1,512メートルの道路新築事業を計画策定しておりますが、現在の進捗状況について説明を求めます。また、都市建設課の運営方針の中にも盛り込まれておりますが、せせらぎ水路の事業化について、具体的にはどのように想定をしているのか、町の考えをお伺いするものであります。

矢吹町を横断しますこの八幡町・善郷内線の道路でございますが、整備にとっては町にとりまして非常に大きな財産になるものと考え、緑地帯の配置を検討し、せせらぎ水路の事業化を推進することと、町の指針にございますが、より多くの町民が参画できる手法も考慮していただきたいというふうに考えるものであります。

具体的には、例えば私の私案でございますが、植樹、緑地帯云々でございますが、例えば植樹を町民の方にも広く募集をいたしまして、例えば子供が生まれたときに木を植えようと、あるいは結婚したときに木を植えさせる、非常に町民にとって愛着を持たれるような、そういうものを想定をした計画もぜひ含んでいただき、このせせらぎ水路の事業化についてはご検討をいただきたいというふうに思います。町にとっては非常に重要、有効、有益な財産と考えておりますので、具体的な検討はされていると思いますが、今後、そういう点も考慮をしていただきながら、非常に町の大きな財産を有効活用していただきたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

まず、これで1回目の質問を終わります。よろしくお願をいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、4番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

初めに、クラウドコンピューティングの取り組みについてのおただしであります。議員ご指摘のとおり、国では地方自治体へクラウド導入を展開させるため、総務大臣を本部長とする自治体クラウド推進本部を本年7月に設置しました。現在は全自治体への導入目標を2015年とし、具体的推進方策を作成中であり、来年1月の次期通常国会で法案提出となる旨の説明を受けています。

最近しきりに耳にするクラウドという言葉ですが、コンピューターシステムでネットワークを雲に例えることが多く、このことがクラウドの由来とされています。従来は利用者が情報機器を所有、管理し、システムを利用していましたが、クラウドでは利用者が情報機器を所有、管理することなく、ネットワークを介してサービスを受け、利用料を支払う形態になります。

このように国が進める自治体クラウドのねらいとしては、行政コストの大幅な圧縮と行政サービスの質の向上、実質的な業務の標準化を掲げています。今までは地方自治体が個々に利便性を追求し、情報化に係る費用投資を重ね、その結果、費用が増幅し、新たなサービス展開が財政的に厳しい状況となりました。このような状況を打開するため、クラウドの導入により自治体システムの標準化を図り、多くの自治体でシステムを共同利用する、つまりは費用総額に対する分母数を増加させることにより、大幅な行政コストの削減を図るというものです。

当町においても、情報化に係るコスト問題は例外ではありません。クラウド導入による行政コストの削減と行政サービスの向上を期待しており、平成23年度を初年度とする第2次地域情報化計画においても位置づけ、早期の対応が必要であると考えています。中でも、現在利用している住民記録や税等を含む基幹業務システムのリース期間が平成24年3月までとなり、再リースができない状況であるため、次期システムでのクラウド技術の活用を視野に入れ検討を進めています。

今後は、国が明らかにする推進方策や財政的支援等の動向を注視し、共同利用の可能性も視野に入れながら、相手方となる近隣市町村等の状況も十分に踏まえ、当町にとって、また西白河地方の町村にとって最適な情報通信技術の活用が図られるよう、関係機関と連携を密にしながら積極的に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町・弥栄線道路整備事業に関するおただしであります。本道路整備事業につきましては、新町・五本松線、すなわち旧国道から国道4号線までの全長約544メートル、全幅員11メートルの道路改良事業を計画し、平成8年度に新町・五本松線から新町8号線までの約128メートル区間の改良工事を完了し、現在は新町8号線から国道4号線までの約416メートル区間の整備を行う計画となっております。

今年度につきましては、未買収となっている約100メートル区間の用地買収が主な事業であり、6月に社会资本整備総合交付金事業としての決定を受け、7月に不動産鑑定委託を行い、鑑定結果をもとに8月下旬から土地所有者との用地交渉を重ね、測量作業立ち入りについての了解を得、現在用地測量を実施しております。

今後は、隣接地権者との境界立ち会いを実施し、境界面定作業を行い、測量結果に基づき正式に買収面積、金額等の提示等を行い、年内買収に向け努力してまいりますので、ご理解をご協力をお願いいたします。

次に、八幡町・善郷内線道路整備事業の進捗状況についてのおただしであります。本路線につきましては、羽鳥幹線水路の上部を利用した道路事業として、平成21年度から平成25年度までの5年間の事業期間で、全長約1,512メートル、全幅員7.25メートル、片側歩道として計画し、昨年度全体設計を行い、今年から一部区間の工事に着手しております。

事業計画に当たりましては、町の中心部を縦断する道路であるため、既存道路との交差点等の安全対策はもとより、道路沿線の残地等を利用し、植栽、ポケットパーク、せせらぎ水路などを設置し、道路沿線住民の利便性の向上はもちろん、小中学生、さらには光南高校の通学路としての利用、さらには地域の景観や散策等にも視点を置いた道路整備を予定しております。

今年度の事業の進捗状況であります。6月に社会資本整備総合交付金としての決定を受け、上半期には羽鳥幹線水路用地の所有者である東北農政局隈戸川農業水利事業所、さらには水路用地の維持管理主体である矢吹原土地改良区との協議を行い、多目的利用に関する協定締結などの事務手続を完了し、9月には水路沿線地権者への事業説明を行い、安全性への配慮、防犯灯の設置など貴重なご意見をいただいております。これらを踏まえ、今年度の工事として11月下旬には小松・善郷内地内の約360メートル区間の発注を終え、現在、施工計画等を作成する準備期間となっており、今後、年度内完成に向け努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、せせらぎ水路の事業化についてのおただしであります。八幡町・善郷内線道路整備事業につきましては、大型車両の交通規制や車道、歩道などの道路整備事業としての取り組みが中心となりますが、地域の景観や散策等にも視点を置いた道路整備も重要と考え、せせらぎ水路等の整備についても計画し、水路の設置区間につきましては、羽鳥幹線水路敷を利用する関係者や水利等を考慮し、駅前付近を中心とした整備を計画しております。

なお、ご提案いただきましたことにつきましても、議員の要望に沿えるよう十分に検討を加えてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、鈴木一夫議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

はい、4番。

○4番（鈴木一夫君） ご答弁ありがとうございました。

まず、クラウドに関しましては、今ご答弁の中にもありましたように、24年3月で現行のリースが切れるということでございますので、冒頭申し上げましたように、別に2015年までは待つ必要はないわけです。総務省で言っている2015年という指標を待つ必要はないわけで、例えば今後、24年3月でリースが切れるということですから、あと2年ちょっとということで、具体的に説明の中ではこういうふうにしてやっていきたいということがございますが、一般質問の中でも申し上げましたとおり、ぜひ町長がリーダーシップをとっていただいて、とにかく小規模の自治体ではコストが当然負担し切れないという部分もございますし、単独で我々の当町ではできるものでも、住民負担を和らげる意味では近隣の市町村、白河市も含めて、こちら辺の構築をしていただきたい。していただきたいということはやっていただきたいというふうに思うんです。

自治体によって状況は、例えばリース期間の状況等は違うのかもしれませんが、当町の24年3月末で切れる

ということを前提であれば、2年間の中でぜひ各市町村を取りまとめていただいて、ぜひ野崎町長の手腕を期待するものでありますので、再質問というわけではありません。進めていくという決意をもう一度お伺いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

2点目ですが、新町・弥栄線でございますが、今の答弁の中にもありますように、用地の測量を実施をしたと。年内改修、買収を目標としているんだということでございますが、これにつきましても、やはりあれだけの有効な平らな土地でございますので、民間の開発も含めまして、非常に矢吹町民にとりましても有意義な、有意義なというのは西側開発にとって有意義な地域でございますので、ぜひこのままといいますか、若干おくれぎみなのかもしれませんが、年内あるいは年度内の決着を目指してあの道路を進めていただきたいというふうに思います。ですから、今の用地買収が多分一番ネックになっているかとは思いますが、早期解決といいますか、早期の目標達成をお願いをしたいと思っております。

3点目の八幡町・善郷内線の道路整備についてでございますが、確かにポケットパークを含めましていろいろ想定はされていると思いますが、ぜひ町民のいろいろな意見を聞いていただいて、例えば、もちろん町ではこういうふうにしたんだということを前提に、いろいろな町民の方の意見を、あるいは構想を取り入れて、先ほど申し上げましたように、町民の共有財産という視点からも、あそこを憩いの場、あるいは散策の場所としても有効に計画を策定していただいて活用していくべきですから、その点についてももう一度お願いをするのであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 4番、鈴木一夫議員の再質問にお答えさせていただきます。

第1点目のクラウドコンピューターでございますが、今ほど説明したとおり、また鈴木一夫議員が認識しているとおり、現システムについては平成24年3月でシステムが終了と。次期システムについても24年4月からというようなことで、今現在、検討中でございます。

なお、現在話し合いをしているさまざまな業者、コンピューターを導入していただける、次期システムを導入していただける方の話し合いの中で、クラウドについても十分に協議の材料として話し合いをしております。ですから、クラウドのコンピューターの導入時期についても、そうした業者との話し合いをより深めながら検討してまいりたいと考えておりますし、また、市長村会でも、当地方にとってみんなで一緒にスタートさせることがいいのかどうかも含めて、十分に協議を深めていきたいというふうに考えております。次回の市町村会あたりには、このクラウドコンピューターについてテーマに掲げながら協議を開始していきたいというふうに考えておりますので、鈴木議員のほうにもご理解をいただきたいというふうに思っております。

2点目の新町・弥栄線、ご指摘のとおり、買収が非常に大きなネックとなっていると。近隣の民有地については、西側開発という視点で、非常に町にとっても有益な土地であるというような認識をしているところでございます。早期にということでございますので、担当課はもちろん、町を挙げて買収について全力を傾けていきたいと思っておりますので、議員の理解もご協力もお願いをしたいというふうに思っております。

八幡町・善郷内線の開発については、全体的な計画ということで、今回の1期工事のみならず、田町、八幡町から善郷内まで含めて全路線の説明会を1回、さらには今回1期工事ということで、工事を進めている近隣の住民の説明会ということで、2回にわたって説明会を実施したところでございます。

ご提案にもありましたように、さまざまな視点から住民のほうからも要望もございます。その中には、ポケットパークの問題、緑地帯の確保の問題、せせらぎ水路の問題等々を協議の主要なテーマにしながら話し合いを進めているところでございます。

なお、1期工事も含めた全体工事の内容等について、鈴木議員のほうからご提案のありましたことについても検討の材料として網羅されております。ただ、記念樹の問題とか、そういうものについて、そういう視点について、多少抜け落ちている部分がないわけではないということでございますので、それらも含めて、より住民がその計画に、そして事業実施に当たって参加いただけるような、そうした視点を十分に今回の計画の中に再度盛り込んでいただけるよう、私のほうからも、そして住民との協議の中でも、そうした視点をさらに深めていただけるようにというようなことで、これからも努力を傾けてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

4番。

○4番（鈴木一夫君） ありがとうございます。

要望としてだけ発言をさせていただきます。ですから、町長の答弁は要りません。

1点目、そのクラウドに関しましては、昨今やはり当町でもありましたように、一つの業者において、各システムについての不具合というのが何点か今年度もございましたので、その点も考慮していただきながら、やはり全体的に進めるべきではないかと。全体的というのは、各市町村も含めてシステム構築から進めるべきではないかというふうに思っておりますので、町長も認識されているとは思いますが、24年3月で切れるということでございますので、ぜひ次のシステムについては各市町村を巻き込んだ中でのシステム構築を考慮していただくように切に切望するものであります。答弁は要りません。

あとは2点につきましては、ほぼ町長の答弁で納得はしておりますが、確かに非常に難しい問題、難しい問題というのは例えば用地の買収の問題ですとか、あるいは町民の意見をたくさんお聞きになっているということで、計画を進められていることで認識、あるいは努力をされているということは私も評価をいたしますが、ぜひいろいろな方の、いろいろな方というのは町民の意見を取り入れて、例えばせせらぎ水路につきましては町民の方が愛着を持たれるような、できた後ですね、行政主導ではなくて、やはり住民の意見を十分に取入れた、環境も含めたいい散策道路あるいは通学道路になれるように期待をするものであります。

ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 以上で、4番、鈴木一夫君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 大 木 義 正 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告2番、7番、大木義正君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、地場産業の振興について町の考えをお伺いいたします。

第5次矢吹町まちづくり総合計画の基本構想は、「みんなで支え創造する私のふるさと さわやかな田園のまち・やぶき」であります。そして、これを実現するために、政策、施策を計画的に進めていくとしております。

しかしながら、町の地場産業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しているのが現実であります。町の基幹産業である農業は、米の価格の低迷による生産意欲の減退、天候不順による農作物の減収、さらに農業従事者の高齢化など、数多くの問題を抱えております。福島県の農業従事者の平均年齢は66.8歳だそうです。多分矢吹町の平均年齢もそれに近い年齢だと推測します。

このままでは後継者が育たないばかりか、現在中心的存在として農業をやっている人も年をとり、農作業が困難な状況になれば、遊休農地や耕作放棄農地がふえ、セイダカアワダチソウやクドフジに覆われた光景が広がり、矢吹町のキャッチフレーズである「さわやかな田園のまち」は消えてしまうことでしょうか。そんなことにならないように、すぐにでも町としての取り組みを進めるべきではないでしょうか。農業の振興と耕作放棄農地の解消に向けて、町独自の政策を考えているのかお伺いいたします。

次に、商店街の活性化と空き店舗対策についてお伺いいたします。

中心商店街の空洞化は全国的な傾向として問題になっており、それぞれの地域や商店街がさまざまな工夫を凝らして活性化を図ろうと努力しておりますが、これといった特効薬はなかなか見つからないのが現状です。

矢吹も例外ではありません。スーパーを中心とした郊外型のショッピングセンターへ買い物客が流れ、今までの中心商店街は閉めている店舗のほうが多いぐらいで、人通りも少なく、このままではますます活気がなくなるのではないかと心配しております。車を運転できる人は、郊外でも町外でもどこへでも出かけられますが、車を持っていない人や高齢者、特に町なかに住んでいるお年寄りにとっては、歩いて買い物ができるお店も必要不可欠だと考えます。各個店や商店会の努力や工夫も必要だとは思いますが、行政として商店街の活性化と空き店舗対策にどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

次に、地元業者の育成と支援策についてお伺いいたします。

長引く不況と公共工事の削減により、地元業者の多くが厳しい経営環境にさらされております。さらに、規模の縮小や廃業に追い込まれている業者も少なくありません。気楽に相談できて、急な仕事でもすぐ対応してもらえる地元の業者の存在は、町や町民にとってはありがたい存在です。町民が積極的に地元の業者に仕事を依頼できるような政策が必要だと考えます。

例えば、先日、産業建設常任委員会が視察してきた住宅リフォーム補助事業もその一つだと思います。視察した群馬県中之条町を例に挙げると、リフォームの工事金額が20万円以上の場合に工事金額の5%、最高20万円まで補助し、二世帯用リフォーム工事については最高50万円とするとしております。ただし、町外業者が工事を行った場合は、補助金は町内業者の場合の半額とするとしております。平成16年12月から施行されて、今

年度までに185件の実績があったとのこと。さらに、太陽光発電システム設置費補助金も平成18年4月から施行され、今年度までに75件が対象となったそうです。

このように、全国各地で地元業者が活性化するよう、さまざまな取り組みを行っています。町としても、地元業者の育成と支援策をどのように考えているのかお伺いいたします。

地場産業の振興について、農業、商店街、地元業者への取り組みについて質問をさせていただきました。国、県との連携で進めていく政策ももちろん必要だとは思いますが、今後、地域主権を確立していくためにも、町独自の政策で地場産業の振興を図るべきだと思うが、町の考えをお伺いいたします。

次に、行財政改革についてお伺いいたします。

少子高齢化、生産人口の減少、景気の低迷による税収の落ち込み、さらに国からの財源の削減が予想されるなど、歳入を取り巻く環境は当面厳しい状況が続くと思われます。一方で、歳出のほうも介護や医療、社会保障費等の扶助費は年々増加の一途をたどっており、さらに今後、公共施設の老朽化による維持費、修繕費などの増加が見込まれ、厳しい財政運営が続くものと思われます。

平成23年度から27年度にかけての第5次矢吹町行財政改革大綱案によると、平成22年度には町債の残高が144億円まで減少し、これからも順調に減少する見込みとなっており、さらに、実質公債費比率を早期に18%未満にするとしております。

一方では、町民ニーズに応じたより質の高いサービスを迅速かつ継続的、効率的に提供していくとしておりますが、財政を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中で、まさに総花的表現で盛り込まれているが、町民が満足する質の高いサービスを提供しながら、同時に町債残高を減らし、早期に実質公債費比率を18%未満にすることが現実的に可能なのかどうかお伺いいたします。さらに、町民が満足する質の高いサービスとは具体的にどういうものなのか、今後、特に力を入れていきたい事業や政策は何かもあわせてお伺いいたします。

次に、役場職員の年齢構成と組織体制についてお伺いいたします。

現在の幹部職員が退職する五、六年後は、極端に幹部職員の平均年齢が若返ることが予想されます。現在の組織体制でいくと12名ほどの管理職が必要とされますが、その場合は年齢が若くても管理職として登用することになるのかどうかお伺いいたします。

年齢が若くても優秀な職員はたくさんいるとは思いますが、管理職の場合は経験ということも大事な要素の一つです。経験が足りないことでの管理職としての不安は出てこないのか、また、若い管理職に対して町民が不安を抱かないかということも心配です。幹部の育成と組織の体制にどのように取り組み、行政運営をしているのか、町の考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地場産業の振興についてのおただしであります。まず、今後の矢吹町の農業振興についてお答え

します。

農林水産省が先日公表しました2010年農林業センサスによりますと、全国の農業就業人口は260万人、5年前の調査に比べて75万人減少し、過去最大の減少率となりました。また、福島県の農業就業人口は10万9,100人で、前回の2005年から19.2%減少し、高齢化が進み、平均年齢は66.8歳となっております。

矢吹町の状況を見ますと、農業就業人口が1,623人で、前回と比較し6.7%減少しており、平均年齢が62.6歳となっております。加えて、福島県の耕作放棄地は2万2,395ヘクタールで、前回から687ヘクタール、3.2%増加し、20年連続で面積は全国ワースト1となっております。

このように、現在の農業を取り巻く現状を踏まえれば、今後の矢吹町の農業振興にとって重要なことは、新たな担い手の育成であると考えております。町内農家の平均年齢が62.6歳であることを考えれば、今後10年間で農業から離れる方が相当出てくることが予想され、その一方で、残された農地、矢吹町に存在する広大な優良農地の担い手を確保することが必要となってまいります。

昨年度、若い農業者を対象にした「魁！農業塾」を開催したところ、延べ235名の方が参加し、これからの農業のあり方を勉強しながら交流を深めることができました。今年度は、認定農業者連絡協議会や若い農業育成確保推進会議に所属している若い農業者が、情報交換の場としてのネットワーク組織づくりのための準備を進めております。これから10年後、20年後の農業を目指して、農業生産法人化の可能性や、新たな販売ルート の模索、仲間同士の機械の共同利用の可能性など、農業の合理化を図りながら、一次産業、二次産業、三次産業がさまざまな形で融合した、いわゆる地域産業の6次化を視野に入れた新たな担い手像を考えていきたいと思っております。

町としましては、今後の農業振興として、集落営農の推進を初め、園芸作物、有機・特別栽培の振興を図るとともに、地域の特性を生かした新たな担い手像を目指し、認定農業者や若い農業者を中心に、もうかる農業経営を実現した持続可能な魅力ある農業、農村づくりを手厚く支援していきたいと考えております。

次に、耕作放棄農地の解消についてであります。本町では、本年2月に関係機関及び団体から構成される矢吹町耕作放棄地対策協議会を設立したところであります。

本年度の協議会の事業計画としましては、国の交付金事業の活用や重点解消地区を指定し、モデル地区としての事業展開を図ることとしております。特に、重点解消地区におきましては、当該地権者の意向調査等を実施することとしております。今後、調査結果を踏まえて、より効果のある支援策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、商店街の活性化と空き店舗対策についてであります。町は商工会、町内金融機関と連携し、経営改善及び設備等導入のための融資事業などを行い、商店の経営強化支援及び活力づくり支援に努めております。

町では、商店街の活性化策の取り組みとして、商工会やJAとの連携を図りながら、農商工連携を主眼とした産業祭の開催、地域商店会の活性化のためのプレミアム商品券などに取り組んでまいりました。

さらに、新たな活性化策の取り組みとして、韓国人観光客の商店街への誘客を目指すため、矢吹町国際観光交流協議会と連携を図り、韓国人との意見交換会事業や日韓交流ゴルフコンペ、須賀川の花火大会や白河の提灯まつりの観覧のための韓国人モニターツアー事業などを展開し、韓国人観光客等の矢吹町に対する希望などを聞き、歓迎のぼり旗の設置や商店案内マップの配布を行うなど、積極的に誘客策を展開しているところであ

ります。参加者の韓国人の皆さんからは非常に喜ばれており、矢吹町との交流を楽しみにしているとの話を受けております。

さらに、空き店舗対策として、緊急雇用創出基金事業の採択を受け、地域産業活性化支援委託事業として矢吹町商工会へ委託し、「えきまえばらっと」を開設し、農業、商業、工業製品の展示やイベント情報の案内、また雇用情報の発信を行っております。今後、さらに商工会との連携を図りながら、空き店舗の解消と有効活用を進めるため、既存の空き店舗を新たに利活用する際、一定の助成支援を行う「空き店舗助成事業」などの検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地元業者の育成と支援策についてであります。商店街の活性化策で述べましたが、地元業者、企業等の育成支援のため、貸付事業に係る利子補給事業を行い、地元業者、企業等の育成支援に努めております。

また、小規模修繕契約希望者登録制度により、地元業者に小規模修繕等の発注を進めております。

さらに、太陽光発電は平成23年度より新たに、また、住宅リフォーム事業については、住宅をリフォームする際、一定の助成支援を行う住宅リフォーム助成事業について取り組んでいる自治体の施策等を参考に検討を進め、この厳しい経済状況下においても生き残り、さらに発展していけるよう支援を続けたいと考えております。

さらには、平成17年、地元事業所、企業等により組織された「やぶき経営懇話会」において、企業等の育成強化や商工連携を促進するために、企業間の情報交換会や福島県ハイテクプラザなどと連携し、企業育成のための勉強会などを積極的に行い、地元業者、企業等の育成支援に努めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行財政改革についてのおただしであります。少子高齢化社会の到来や長引く景気雇用情勢の低迷など、社会構造の変化に伴い、町民の価値観やライフスタイルが多様化しております。加えて、制度設計が不透明な国庫補助金の一括交付金化や地域主権改革の進展の影響により、行政に対する町民ニーズは今後も増加するとともに、本町の財政環境についても厳しい状況が見込まれます。

このようなことから、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治運営の基本原則に立ち返り、行財政運営の効率化や地方分権に対応する行政の実現を図るため、町民と行政の協働関係の構築、行財政基盤の確立などが望まれているところであります。

このような社会や町民からの要請を実現するため、行政全般にわたる改革を定めるものとして、第5次矢吹町行財政改革大綱を策定するものであり、また、行政の最大目的である町民満足度の向上を目指し、具体的にまちづくりを推進するための実用書として第5次矢吹町まちづくり総合計画を策定しましたが、そのための仕事の進め方や考え方を行財政改革大綱として定め、さらに具体的な改革の内容やスケジュールについては、実行計画、集中改革プランとして今年度中に策定いたします。

行財政改革大綱中のより質の高い行政サービスとは、多様化する町民ニーズに的確に対応して、行政サービスをよりよく、より効率的に提供することであり、コスト削減や無駄の削減などを主眼とした量的な削減だけでなく、行政を経営するという新たな視点に立ち、町民志向、成果重視の行政経営を推進し、町民ニーズに応じたより質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

新年度の予算編成については、財政再建3カ年計画の取り組みのために先送りした事業や、新たな社会経済

情勢の推移に対応する事業に積極的に取り組み、また、協働のまちづくりと産業振興を引き続き重点課題として、まちづくりの基盤固めを図ります。

なお、具体的な政策方針につきましては、新年度予算とあわせて施政方針として示してまいりたいと考えておりますが、歳入環境の不透明な状況にあつて、町民の満足する行政サービスを実現するため、将来の財政状況を見据えた中長期の財政収支の見通しを立て、行政評価システムを活用し、まちづくり総合計画に基づくすべての施策、事務事業について検証を行い、町民ニーズを的確にとらえ、選択と集中により財源配分にめり張りをつけた予算編成を目指します。

実質公債費比率18%未満の達成につきましては、行財政改革大綱に数値目標として掲げております。平成27年度までの5年間の推進期間中には、公債費償還額のピークが経過していることや、次の世代へ過度の負担を先送りしないよう借金である地方債の発行を抑制し、歳出全般の効率化を進め、歳入規模に見合った歳出構造へ転換することにより、確実に目標達成できるものと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一部幹部職員が極端に若返る五、六年後の組織体制に町民の不安を感じさせない行政運営のあり方についてのおただしであります。現在の正規職員数138名に対し、管理職である主幹以上の職員は32名となっておりますが、6年後の平成28年度には、そのほとんどの職員が定年退職を迎え、40歳代半ばからの職員が町の幹部職員として行政運営を担うこととなります。

このように世代交代の時期を迎えることとなりますが、こうした幹部職員の若返り傾向については、今まで以上に組織の活性化や行動力のある組織運営が図れるものと期待しており、引き続き安定的な組織運営を図るためには、幹部職員として将来の矢吹町を担うふさわしい人材の育成が重要であることも認識しております。

このようなことから、従来からのふくしま自治研修センターや市町村アカデミー等での研修に加え、管理者養成学校での管理職に必要なマネジメントを中心とした研修を昨年度から実施しているところでありますが、今後はこれらの研修に限定することなく、管理職としての資質の向上を図るため、その時代に即応した研修計画を立てていく必要性もあると感じているところであります。

また、職員としての資質やマネジメント能力の向上を図るため、平成24年度からの本格実施に向け、人事考課制度の施行を平成18年度から実施しておりますが、この制度の考課結果については、今後の人事管理に活用していくこととしており、職員の昇任昇格等における判定にも用いることとしております。

いつの時代においても、町民の皆様にご満足いただける行政サービスを安定的に提供できる組織体制づくり、つまり人材の育成が肝心であると考えておりますので、組織の若返りに対応するべく、やる気と能力の高い優秀な職員を登用していくための昇任昇格試験制度についても準備を進めているところであります。

今後も引き続き、来るべき管理職層の若返りに対応でき得る人材の育成を行いながら、時代に即応した組織機能の整備や組織の活性化を図り、町民の皆様が安心できる組織づくりをしてまいりたいと考えております。

なお、職員採用についても、安定した組織構造を維持できるよう、定員適正化計画に基づき計画的に進め、町民の皆様にご信頼される行政運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、大木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（大木義正君） まず、1つ目の農業の振興から伺います。

若い担い手の育成に今後力を入れて、いろいろなネットワークづくりとかも進めていきたいというご答弁でしたが、それはそれで進めていただきたいと思いますが、例えば、先ほどもうかる農業経営も目指すようにしていきたいというか、そういうご答弁もいただきましたけれども、地元でとれた農産物なり産品をもっと首都圏あたりにどんどん売れるようなシステムづくりですか、そういうことも考えていくべきじゃないかなと私は思うんですけれども、例えば地元の農産物とか特産品を東京とか横浜とか、そういう首都圏で月1回程度販売会を行って、そのときに例えば宅配のサンプルをつくっておいて、それで来たお客様に月1回こういう農産物あるいは加工品、お米、そういうのを宅配できますよと。月1回の宅配だと、例えば年間5万円ですよとか、2カ月に1回だと2万5,000円とかという形でお客さんの契約をとって、例えば累計で10万円になったら矢吹に招待して農家の体験ができますよとか、そういうサービスをつけたりしてやりながら、こういうのを例えば2年ぐらい毎月やっていくと、かなりのお客さんができると思うんです。

そういうことをすれば、例えばその首都圏のほうのマスコミは逆に注目して、宮崎の東国原知事がよくマスコミに出ているみたいに、野崎町長が向こうで販売しているなんていうのを、毎月やっているなんていうのを聞きつけて、宣伝して相乗効果、もしかしたら出るかもしれない、そういうことも期待できると思うんですけれども。

あと、宅配に送るやつは、地元の農家の皆さんに希望をとって、例えば何月には何をどのくらい出せますよ、キャベツをどのくらい出せますよとか、トウモロコシをどのくらい何月は出せますよと、そういうのを一覧表というか、一つに集計しておけば、お客さんが何人ふえても宅配に送る品物は間に合うんじゃないかと。

先ほど、産業の6次化も目指したいと言っていましたけれども、宅配を繰り返すことによって、例えば中に入れるやつも少しずつ工夫して、矢吹でとれたモチ米でつくったおもちを入れるとか、あるいは漬物、あるいは野菜を原料としたお菓子をを入れるとか、そういう開発もだんだんできてくるんじゃないかと思うんですけれども、その辺もやってもらって、そしてある程度のシステムができれば、あとはもう農業振興公社とかそういう形にして、今度は自主的に運営してもらおうと。行政が前面に出るんじゃなくて、システムができ上がれば、もう自分たちの自主的な運営でやっていく。そういうこともひとつ可能ではないかと思うんですけれども、その辺もどういう考えかお伺いしたいと思います。

あと、遊休農地や耕作放棄農地を例えば貸し農園とかにして、今、首都圏あたりはかなり週末とかに、休みのときとかに農地を借りて、そこに通っているいろいろな農作物をつくるという人もかなりふえていると聞いておりますので、この辺でも十分可能ではないかと。例えば車で1時間以内くらいのところに住んでいる、特にニュータウンとかに住んでいる方々が休みを利用して、貸し農園で自分で農作物をつくってみるというような方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、ただ個人でそれを見つけるのはなかなか大変だと思うので、行政が間に入って、そういう借りたい希望者を募ってもらって、あとは貸すほうは、それはちょっと土地を余しているところ、うちも貸したいとかと募れば、結構需要があるんじゃないかなと。そのときに、例えば貸している農家の人がつくり方をちょっとお客さんに教えたりしながら、新しいコミュニケーションも図っていけるんじゃないかなと、そんな気もするんですけれども、その辺もいかが考えかお伺いします。

あと、空き店舗対策なんですけれども、今、町のほうで商工会とタイアップして空き店舗利活用もしていま

すけれども、もう少し、例えば年間契約で幾つか借りて、週末だけ営業とか販売したいんですという希望者とか、あとは店舗があれば毎日でも出したいとか、そういうのがもし希望者があれば、町のほうであっせんして安く貸すと。例えば週末でも毎週週末は出られないとなれば、週末希望する何人かかわりばんこに出店してもいいし、あるいは面積が広ければ、一つの店舗に何人かで共同で品物を持って行って売ってもいいし、利用者が利用しやすいようにやってやれば、仮に空き店舗も利活用ができるんじゃないか。そうすることによって人が集まって、また商店街の活性化にもなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺どう考えているかお伺いしたいと思います。

あと、地元業者の活性化ということで、太陽光の補助は平成23年から考えていると。あとリフォームの補助も検討してみたいということなので、ぜひそれも実行してもらって、できれば商工会あたりとタイアップして、補助額の半分は地元商店で使える商品券にするとか、あとはその商品券は公共料金の支払いにも使えるとかということにすれば、また新たな活性化もそこから発生するんじゃないかと思うんですけれども、その辺もお伺いします。

あと、最後の職員の体制ですか、6年くらい過ぎるとかなり若返りというお話でしたけれども、そのとおりだと思います。それまできちっと研修とか対応はできる、人材の教育とか育成はしていくんでしょうけれども、やはり年齢が若いということは、それだけ職場の経験がなかなか少ないということになりますので、その辺で一つお聞きしたいのは、町長の考えとして、幹部職員として、例えば課のエキスパートを育てたいのか、あるいは全体的なバランスも見られるような管理職を育てたいのか、その辺の考えはどうなのか。例えばエキスパートを育てるんだったら、同じような課に長くいて専門職的な知識を学ばせるとか。あるいは全体的なバランスのとれた管理職になってもらいたいんだったら、やはりある程度いろいろな課を全部回ってもらって役場の仕事の内容を全部把握できる、その辺をどう考えているのか、それもお伺いしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） ここで暫時休議したいと思います。

（午前11時07分）

---

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午前11時15分）

---

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、大木議員の再質問にお答えさせていただきます。

さまざまな分野にわたって、さまざまな大木議員の提案、まことにありがとうございます。貴重なご意見として拝聴させていただきました。

農業の振興についてでございますが、町もさまざまな政策ということで、先ほども個別的に多少触れさせていただきましたが、町としましても、若い後継者の育成を図りながらやっていきたい。

実は、矢吹町の農業者の平均年齢を先ほど62.何歳と申しましたけれども、矢吹町の資料によりますと、県

内、特に町村の部においては、若い世代が非常に多いということも特徴的なものでございます。ですから、高齢者の方も他の町村に比べると、市と比べることはなかなか難しいんですが、町村と比べると、高齢者の方も少ないということもご理解いただきたいと思います。細かい資料もこちらのほうで用意しておりますので、後ほど、議員の皆様にもそうした内情についてもご理解をいただくために、資料をお渡ししたいなというふうに思っております。

今ほど、もうかる農業ということで、農産物や畜産物、生産物について大いにPRすべきだと、首都圏にPRすべきだというようなことについても、今、若い農業後継者、「魁！農業塾」というもので首都圏にアンテナショップを設けたりとか、あとは三鷹市とか、そうしたさまざまな利用できるものについては有効に利用していくような、そうした考えに基づいて、今、協議を深めているということもご理解をいただきたいと思えます。

その中には月1回の販売会、さらには宅配してサンプルを提供する、量的なものについても計画的な農家の方の生産体制を構築しながらとか、さまざまなご意見をいただきましたので、そうしたことも大木議員の提案ということで協議の場に持ち込んで、そうした項目についても議論を深めていきたいというふうに考えております。

さらには、遊休農地も先ほど答弁させていただきましたが、矢吹町耕作放棄地対策協議会の中で、そうしたことについても、当然協議のテーブルにのっているんだろうというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。町が間に入って、コーディネーター役というようなことで、そうしたことについても議員提案ということで、協議会の中にテーブルにのせて協議を深めていきたいと、そのようにも考えております。

空き店舗契約についても、新たな視点での提案をいただきました。ありがとうございました。これらについても、町のほうで先ほど答弁させていただいたように、空き店舗の補助事業ということで対策事業を打ち出しておりますので、そうした視点も含めて、さまざまな政策を空き店舗対策の中に盛り込んでいきたいと、そのように考えております。

リフォーム事業の検討でございますが、できるだけ早くというような提案がございました。この後も別な議員さんからも提案があるようなので、そうしたことについては前向きに検討をしていきたいなというふうに思っております。サービス券の利用というような新たな視点も、当然協議に加えていきたいというふうに考えております。

職場の体制についてでございますけれども、若い若いと言われても、40代の人たちを考えると、町職員として20年以上のキャリアを備えた方、そうした方について、私は決してキャリア不足だというふうには感じていないということでございます。現代の社会の動向、目まぐるしく変化する、そうした状況を考えていけば、求められるのはそうした社会の動き、さらには行政職として当然身につけなければならない、そうしたものを身につけた上で努力、精進していくということが必要だろうというふうに考えておりますし、40歳の大木議員は若いと言われる職員でございますけれども、そうしたことについては職員みずからが十分認識して、職員の研修計画に積極的に取り組んでいくように、さらに私自身もそうした意を酌んで努力を傾けていきたいというふうに考えておりますし、職員も当然そう考えていてくれるというふうに私も信じております。

職場の経験の中でエキスパートを、さらにはゼネラリスト、そのどちらを考えているんだということでござ

いますが、先ほど大木議員が話しましたように、これはバランスが非常に重要だというふうに思っております。若い職員には、若いうちに多くの職場を経験していただく。その中で適性を見つけながら、長い期間従事していただけるようなエキスパートを、そうした分野に進んでいただけるか、総合職という形でゼネラリストとしてそういう仕事を与えるかについては、職員の資質、能力等も含めて十分に検討を加えながら、両建てでバランスよく育成していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

以上で、7番、大木義正君の一般質問を打ち切ります。

---

#### ◇ 棚 木 良 一 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告3番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告順に従いまして、順次一般質問を行います。

私は5点について質問をいたしますけれども、その中には同僚議員とダブっている点もありますので、私なりに質問をいたしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず1番目に、国民健康保険の広域化に対する町長の見解と町の対応について質問をいたします。

今、市町村が運営している国民健康保険、その運営主体の広域化を民主党政権が推し進めています。厚生労働省は、18年度から全国一斉に都道府県単位の運営を変える方針を打ち出し、着々と準備を進めていますが、広域化は国保加入者に何をもたらすのでしょうか。

ご承知のように、国民健康保険の保険料あるいは税金は、市町村ごとに違いますが、高過ぎる保険料が滞納者を増加させる悪循環で、どこも財政難に陥っております。我が町においても、一般財源を国保会計に繰り入れをして保険料の値上げを抑える、そういった努力をしているわけでありまして。全国では、年間の繰入額は3,700億円に上ると言われております。

ところが、厚生労働省は、広域化に当たって、都道府県ごとの標準保険料の算定方法を法令で定め、一般財源の繰り入れをなくす方針です。そうなれば、今でさえ所得200万円の4人家族で年間40万円にもなるような高い保険税が、さらに高騰いたします。高齢化などで医療費がふえるにつれて、際限なく保険料が上がる仕組みになります。

現在、保険料滞納世帯は2割を超えております。矢吹町においては、ことしの6月1日現在で529世帯の滞納世帯であります。全国では2割を超え、31万1,000もの世帯が正規の保険証を取り上げられ、無保険状態に陥り、受診がおくれて命を落とす例が後を絶ちません。保険料がさらに上がれば、滞納増加、財政悪化、保険料増進、滞納増加という悪循環に拍車がかかります。国民の命を支える国民皆保険制度そのものが崩壊する道をたどるようになってしまいます。この国民健康保険の広域化に対する町長の見解と町の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

次に、子供の医療費無料化、中学校卒業までの見通しは、新年度から実施できるのかということで質問をいたします。

これまでも、再三この問題については取り上げてきたわけですが、町長が言っているように、未来に生きる子供たちは社会の宝です。子供の健やかな成長こそは親の願いでもあり、社会全体の願いでもあります。

今、倒産、解雇、リストラがあふれ、派遣やパートなど非正規不安定雇用が激増し、社会不安が町民の暮らしにも重くのしかかっています。矢吹町では、4月から6年生まで無料になり、子供を持つお父さん、お母さんから大変喜ばれております。このことについては、町民の皆さんからも評価されていると思います。しかし、県内59市町村を見ますと、76%、45市町村が中学校卒業まで無料化が進んでいます。中学卒業まで無料化というのは、県内の大きな流れであります。町が要する費用は、あと約1,000万円あればできるということであります。中学校建設、財政再建も見通しが立ったということでありますので、子供の健やかな成長のためにも、行政の格差是正のためにも、子供を持つ親の願いにこたえるためにも、新年度から実施すべきではないでしょうか。町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、国保税の減免制度の実績と医療費の窓口負担軽減について、いつから実施するのかということで質問をいたします。

待ちに待った厚生労働省の通達が出されました。厚生労働省は9月13日、国保の患者負担の減免について、新基準を示す通知を出したわけであります。

これまでの減免基準は、災害や事業の休廃止、失業、農作物の不作、不良などにより、収入が著しく減少したときとしていましたが、新基準は、収入の減少について基準を明確にし、減免期間を明示しました。減免額の2分の1は国が負担するとしています。さらに厚生労働省は、新基準の通知についてQ&Aを事務連絡し、市町村の基準が国の基準よりも狭い場合には拡大を要請するとともに、独自の広い基準も認めているわけあります。

私は、この国保税の窓口負担の軽減について、この12月議会に条例が提案されるものと思っておりましてけれども、残念ながらされていなかったわけです。そういう点で、いつから実施するのかお尋ねをいたします。また、国保税の減免制度、これの実績についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、成年後見制度に対する町の対応はということで質問をいたします。

成年後見制度とは、「精神上の障害、認知症や知的障害、精神障害などで物事を判断する能力が不十分な方の日常生活、法律行為に関するものに限る」であります。不動産、預貯金などの財産管理、介護サービスなどの契約において、その生活が損害を受けないように、家庭裁判所が援助者、成年後見人などを選任することで法的に権利を守り、支援する制度であります。

この制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあるわけあります。これについて町長の考え、そしてまた町の対応はということで、質問をいたします。

次に、働く場の確保と地元業者の仕事確保は緊急の課題、地元の景気対策や住宅リフォーム助成事業など、新年度予算に反映できるのかということで質問をさせていただきます。

このことについても、これまで再三質問してきたわけですが、町長からは目に見えるような仕事づくりはしていないということで私は言ってきたわけですが、町長はそうではないということであったわけ

でありますけれども、私も年をとって目が見えなくなったのかというふうに、こう思うわけですが、幸い産業建設常任委員会でも会期外付託で群馬県に視察、研修をしまいいりました。

さらにまた、さきの同僚議員からもこのことについて質問があったわけでありまして。いかにして町民の所得をふやすのかというのが今、町政の課題でもあると思います。

そういった中で、総務省が30日に発表した10月の完全失業率、これもまた前月より0.1ポイント上がって5.1%、4カ月ぶりにまた悪化したわけでありまして。特に大学生や高校生の就職状況の厳しさなどを反映し、15歳から24歳の若者の完全失業率が9.1%と特に高いという報道であります。

厚生労働省では雇用対策を総動員し、状況をよくするために全力で頑張ると、こういう記者会見もしております。10月の完全失業者数は、前月、同月比で10万人減の334万人ということでありまして。福島県も今度の11月補正で、経済雇用に重点配分、未就職卒業生対策に1億円ということでありまして。

私は、この働く場所の確保、あるいは地元業者の仕事確保ということで、9月議会で3つの提案をいたしました。1つは、須賀川市で行っている介護ヘルパー2級の資格取得、あるいは医療事務の資格取得などへの助成事業です。もう一つは、県の9月議会で緊急雇用追加実施、この対策の取り組みです。矢吹町の町民の皆さんにも恩恵があるようにという、そういった取り組みをすべきではないかということで質問をいたしました。また、3点目は、新年度から始まった社会資本整備総合交付金、2.2兆円です。これを使って住宅リフォーム助成事業、これを実施してはどうかということを提言したわけでありまして、これらについてその後どうなっているのか、町長の考え、町の取り組みについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国保広域化に対する見解と町の対応についてのおただしであります。国民健康保険の広域化は、国民健康保険法第68条の2に基づき、市町村が保険者である国民健康保険について、財政安定化の観点から事業運営の広域化、財政運営の広域化を図るために、都道府県が支援方針を策定するものであります。

市町村の国民健康保険は、被用者保険等に参加する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険制度の最後のとりでとして重要な役割を担っています。

しかし、市町村の国民健康保険は小規模保険者が多く、財政が不安定になりやすい上に、低所得者の被保険者や高齢者が多く、保険料の収納率が低い一方で医療費が高い傾向にあるなど、構造的な問題から国民健康保険の運営は非常に厳しい状況にあります。市町村の国民健康保険財政の安定化を図るため、国は都道府県単位化を視野に環境整備を推進しております。

町といたしましては、後期高齢者医療制度を含めた広域化により、経営基盤の安定と保険料の軽減が図られるものとして、国民健康保険の広域化が進められるよう、支援方針の策定についても今後も引き続き働きかけていくとともに、被保険者の保険料負担を軽減するために、国負担金の割合を増加させるよう要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国保料の減免制度の実績についてであります。厳しい経済情勢が続く中、雇用環境の悪化により非

自発的失業者がふえております。国民健康保険税は、前年中の所得に対し翌年度に課税することとなっているため、失業された方にとっては大きな負担となっているのが実情であります。

このようなことから、本町においては、昨年の12月定例議会において条例を整備し、国民健康保険税、保険税の減免を拡大したところであります。会社をやめられて国民健康保険に加入する場合などの機会に、制度の説明、周知をしまいましたが、この減免条例に該当する方はおりませんでした。

また、6月定例議会におきましては、国民健康保険法施行令の改正を受け、非自発的失業者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、前年の給与所得を100分の30として税額を算定する特例措置が創設され、議決を受けたところであります。11月30日現在で、この特例措置に該当した方は36世帯、38人の被保険者であり、税額で476万5,100円の軽減をしております。

次に、医療費の窓口負担軽減についてのおたただしであります。国民健康保険法では、特別の理由がある被保険者に対して、保険医療機関等に支払う一部負担金の減免または徴収猶予の措置をとることができることとされています。このことは、医療機関窓口での3割自己負担分未払いの要因が主に生活困窮によるものという現状があり、被保険者の負担金を減額するものであります。

厚生労働省では、平成21年度に複数の市町村でモデル事業を実施し、今年度その結果を踏まえ、市町村に対し通知する予定とされていましたが、9月に従来の通知を改正する形で通知が発せられました。その内容は、生活保護世帯を基準とした収入減少を認定するものです。認定基準が厳しいためか、10月の県の調査では、通知前から実施している平田村、鮫川村、白河市、西郷村、4市村のほか、郡山市、会津若松市が今後実施予定であるというのが現状です。

町といたしましては、近隣市町村の状況を踏まえ、調査、検討をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供の医療費無料化、中学卒業までの見通しは、新年度から実施できるのかというおただしについてであります。ことし4月に、それまでの小学1年生までの医療費無料化から、小学6年生まで無料化対象年齢の引き上げを行いました。ここ数年の間に、県内市町村の乳児医療費引き上げの動きは急速な拡大傾向にあります。しかし、医療費の助成以外にも、当町では子育て支援策として子育て支援センターの設置を初め、ファミリー・サポートセンター等、他市町村には少ない施策も実施しており、子育て中の皆様から喜ばれております。

平成23年度からは子ども手当等も含め、国と地方自治体が相互に子育ての環境体制を整備していることでもありますので、そういった観点から、今後とも矢吹町もさらに子育てがしやすく、快適な地域環境づくりをも目指していくために、今年度から実施している次世代育成支援行動後期計画の進捗状況の検証と展開を、積極的に進めてまいりたいと考えております。

棚本議員のご質問であります子供医療費無料化対象年齢の引き上げにつきましても、近い将来、財政的な見通しの精査を初め、医療費支給コンピューターシステム改修等、実施のために必要な諸課題も含め、子育て中の方々のご意見を聞きながら、当町の子育て支援のあり方を慎重に検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、成年後見制度に対する町の対応についてのおたただしであります。初めに成年後見制度についてであ

りますが、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者、成年後見人を選ぶことで、本人を法的に支援する制度で、任意後見制度と法定後見制度があります。任意後見制度とは、判断能力が不十分になる前に、公証人の作成する公正証書によってあらかじめ後見人を定めておくもので、法定後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって援助者として定めるもので、判断能力により後見、保佐、補助の3種類があり、それぞれ与えられる権限が異なります。法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に本人、配偶者、または四親等内の親族のほか、条件によっては検察官や市町村長が申し立てをすることになります。

町では、矢吹町地域包括支援センターで成年後見制度を利用するための手続、必要な書類、成年後見人になってくれる方の確保などについて相談を受け付けております。平成21年度では、6件の相談がありました。

今後とも、成年後見制度を周知しながら高齢者等の権利を守ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、働く場の確保と地元業者の仕事確保についてであります。ご質問のとおり、私も喫緊の課題であると認識しております。

9月議会でも答弁させていただきましたが、町では、まず雇用対策として、新たな企業誘致を実現することはもちろんであります。平成20年12月から開設しております矢吹町無料職業紹介所において、事業所の求める人材のあつせんと、就職を希望する求職者への仕事の紹介を行い、事業者の経営安定と失業者の雇用確保に取り組んでおります。開設以来、平成22年12月1日現在までの2年間に、延べ193名の求職者登録があり、延べ293名を登録事業者に紹介し、そのうち72名が就職しております。

また、平成21年度から緊急雇用創出基金事業の採択を受け、約1年9カ月の期間に、町臨時職員登録者延べ169名から46名の就業を確保しております。平成23年までの事業であります。それ以降も継続的な就業確保が行えるよう関係機関と調整を行っております。

次に、仕事確保についてであります。小規模修繕契約希望者登録制度を活用し、小規模修繕等の地元発注を進めております。

また、毎年実施しております工場実態調査の結果を踏まえ、町内企業の経営実態と受発注の状況を把握しながら、やぶき経営懇話会の機会をとらえ、会員相互の交流を促進し、町内における受発注が実現できるよう積極的なあつせん等を推進しております。

次に、景気対策と住宅リフォーム助成事業の新年度予算への反映についてであります。まず景気対策として、町独自の対策のみで景気をよくするという事は、非常に困難であると感じておりますが、農業、商業、工業の各分野において、活力が維持、向上されるための設備投資や人材育成等への支援、助成については引き続き継続し、かつ、より効果があらわれるよう新年度予算へ盛り込むものと考えております。

また、住宅リフォーム助成事業の新年度予算への反映についてであります。取り組んでいる自治体の施策等を参考に、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

6番。

○6番（棚木良一君） 再質問をいたします。

まず最初に、国民健康保険の広域化に対する町長の見解についてであります。

また、ただいま答弁をいただいたわけですが、これについてはやっていくということでもありますけれども、いわゆる政府は、この広域化は市町村ごとの保険料の格差縮小や財政運営の安定化のためだと、こう言っているわけです。しかし、保険料高騰と財政悪化の最大の原因は、国が負担を減らしたことにあるわけでありまして。

ご承知のように、1984年、中曽根総理で、当時、厚生大臣は、当時は自民党の渡部恒三さんです。この方が厚生大臣のときに、国保全体の約50%を占めた国庫支出金の割合、2008年度には45%が、現在は24%に半減しているわけです。ですから、広域化しても合併と同じなんです。困っている自治体同士が合併しても、金持ちにならないんです。これは国保も同じなんです。弱者同士の痛みの分かち合いにしかならないわけでありまして。

市町村の努力で抑制している保険料を引き上げて均一化するというのは、筋違いではないでしょうか。国保は低所得者の加入者が多く、事業主負担もないため、国の責任で支えなければ成り立たない制度であります。国民に医療を保障するために、国の負担をもとに戻すことが必要であります。

これについては、国にやめるように町から要望すべきではないでしょうか。そして、やめることと、町長も言っているように、国庫負担の割合をやはりもとに戻すことです。そういったことを国に対して強く要望していくこと、さらに県に対しても、国保に対する補助がないわけでありまして、県に対しても強く補助を求めていくべきではないかと思っております。それらについて、町長の決意のほどを聞かせていただきたいと思っております。

次に、子供の医療費の無料化、中学校卒業までの見通しはということと、新年度から実施できるのかということについては、財政的には容易でないような話、そしてまた、そのほかにも子供の健全な育成のためにはいろいろな事業をやっているということでもありますけれども、財政的に容易でないと言っても、あなたは30億円もの中学校の改築、さらには財政再建、こういったことをやり遂げてきているわけです。それがたったの970万円くらいで中学校卒業までできるわけですから。ほかの市町村が76%も実施しているときに、矢吹町だけがおくれたのでは、矢吹町から若い方々、よそに引っ越していってしまうんじゃないですか。

これは、ぜひとも新年度から実施していただきたい。金はあります。国の交付金がどんどん来ているわけですから。今回も補正予算の中で国のメニューが発表されております。こういったものを使えば、本当に町の持ち出しなどはよくよくなくて実現できますので、そういった点でぜひともやっていただきたい。

そしてまた、今度のまちづくり総合計画の中にも、安心して子供を産むことができる環境づくりということとでうたっているわけですから、それが県内ではおこなっていたんでは話にならないと思っております。そういった点で、ぜひとも1,000万円近くでありますけれども、町長は財政再建、30億円もの中学校の改築、これの見通しは立ったということとありますので、1,000万円くらいはすぐにもやる気になればできるということとありますので、ぜひとも4月から実施していただきたい。あるいは1月からでも実施していただきたいというふうに思っておりますので、その点についてお答えいただきたいと思っております。

国民健康保険税の減免制度ですが、減免制度がありますということで広報やぶきの1月号に載ったわけですが、こういう町民にとってはプラスになるものについては、1回だけではやはりだめだと思うんです。特にこの中に書いてあるのは、納期限が過ぎていなくても、既に納付済みである場合は減免による還付は行いませんというのが載っているんです。減免の申請は、納期限の7日前までに申請書と書類の提出が必要だということ

ですので、絶えずこれは、やはりこういう制度がありますよということで、広報でPRをしなかったら一般町民の方はわからないと、申請もしないで終わってしまうということになりますので、そういった点で努力をしていただきたいというふうに思います。

それと、今度の減免制度があるところについては、窓口負担の減免ですけれども、県も今度の県議会で私どもの宮川議員の質問に答え、減免制度をやっているところについては国保に対しても補助するような答弁をしておりますので、そういった点で一日も早くこの減免制度、医療費の窓口負担の軽減についても制度を実施していただきたいというふうに思います。

これは、全国の市町村では相当な、ほとんどではありませんけれども、福島県内では余り進んでいなかったんですが、全国では減免条例をつくってやっている自治体が、7割くらいは多分やっていると思うんです。そういう点で、ほかにやっていて矢吹町が後手後手に回っているという気がするんです。特に町長は答弁ではいつも、いわゆる国や県の動向を見ながらということをおっしゃるけれども、やはり町民の命と暮らしを守る町長として、やはり町独自でやるという決意というんですか、そういうのが必要でないかと思うんです。

特に、生命村長と言われた岩手県の沢内村の村長、以前にも私、一般質問で多分言ったと思うんですが、子供の死亡率が全国一高かった村なんです、豪雪地帯で。それが全国一低い村になったんです。そしてまたお年寄りの医療費も60歳から無料にしたんです、国がやらなければ国は後からついてくるだろうと。そして60歳から無料にして、現在は和賀町と合併して65歳から無料なんです。

ですから、そういったやはりいわゆる町民の命を守る、そういうことが非常に大切でないかと思っておりますので、やはり町独自でもやる、そういう決意のほども聞かせていただいて、ぜひともこの窓口負担軽減については、新年度から遅くとも実施していただきたいというふうに強くお願いをしますので、町長の決意のほどを聞かせていただきたいと思っております。

成年後見制度に対する町の対応はということで、現在、福祉協議会がやっているということでありますので、それはそれなりに理解するわけではありますが、いわゆる申し立てた本人は、認知症の方々などについては、市町村長がこの申し立てを行うことができるということでもありますので、そういった点で、特に町民の財産を守るための成年後見制度でありますので、ぜひともPR、福祉協議会でやっているとしても、町としてもやはり広報でこういう制度があるということをPRしておくことが非常に大切でないかと思っておりますので、そういった点について取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に5番目に、働く場の確保と地元業者の仕事確保は緊急の課題、特に住宅リフォーム助成事業についてやっていただきたいというふうに思います。先ほども言いましたように9月議会でも言ったんですが、この3つの恩恵については答弁ないわけですが、新年度から始まった社会資本整備総合交付金、2.2兆円、町でもこれについては対応していると思うんですが、こういったものを、国から地方へ振り分けられる予算を町でどう生かすかが問われているわけです。

今度の国会で決まったんです。補正予算においても雇用、人材、貧困、困窮者生活支援対策100億円、地域活性化交付金、住民生活もしかり1,000億円、地方交付税の増額3,000億円という補正予算が衆議院を通過したわけでもありますので、そういった点で、こういうものを使えば町の持ち出しも少なく済むと。そして当然、この住宅助成事業は即景気対策につながるんです。岩手県の宮古市では、ことしの4月から始まって、もう11

月15日現在で2,397件も申し込みが殺到して、工務店なんかは大工さん3人を新しく雇いましたと、それでも忙しくて困っていますとうれしい悲鳴を上げているんです。町内には業者の車があちこちに駐車していると、町の活気を実感していますということで、即景気対策につながりますし、やはりいかにして町民の所得をふやすかというのは、最大の町政の課題だというふうに思いますので、ぜひとも新年度から実施していただきたいと強くお願いをいたしますので、それらについて町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして、企業誘致であります。雇用の点です。全員協議会でも町長からお話があったわけでありませけれども、県の国有地25ヘクタール購入ということで、民報や民友に大きく載ったわけです。これについても、大手製造業者と交渉ということで民報には載ったんです。これらについてどのように進んでいるのか、そしてまた、町としても県に陳情に行くなり、私ども議会としても県に陳情に行く、そういったことも私は必要でないかと思っておりますので、これらについての経過について、そして今後どのようになっていくのか、知っている範囲でお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 答弁は午後からにしたいと思っております。

ここで昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時59分）

---

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

（午後 1時00分）

---

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、国保の広域化の問題でございますが、この件につきましては、私自身も強い思い入れがございます。私、過去7年間、さまざまな機会をとらえて、国、県のほうに要望をしましてまいりました。何を要望してきたかと申しますと、国保の広域化でございます。棚木議員から常々ご指摘があったように、矢吹町の国保会計については非常に厳しい現状にあることは、棚木議員が一番理解していただけるのではないかなというふうに思っております。

高齢化が進み、さらには低所得者が数多くいる矢吹町にとっては、この国保税を棚木議員が言うように引き下げることについては、至難のわざだというふうに思っております。後期高齢者の広域化がさきに進められたわけでございますが、このねらいは保険料の平準化、サービスの平準化、平均化というようなことが大きなねらいがあったわけでございますが、これについては今、棚木議員からもご指摘があったように、なかなか当初のねらいどおり、制度が前に進んでいないということもございませけれども、しかし、そうしたことも含めて、国保の広域化についての最大のねらいは、再度繰り返しになりますけれども、国保税の平準化ということが最大のねらいになっておりますので、この点について、私自身も今後新たに国保の広域化に向けては、国、県にそうしたねらい、目標をきちっと定めていただくことを申し述べていきたいというふうに思っておりますし、

さらには国保会計については、国の支援が年々少なくなっているということも、これは紛れもない大きな事実でございますので、そうしたことについても、この後も強く要望してまいりたいというふうに考えておりますので、棚木議員のご理解とご支援もお願いしたいなというふうに思っております。

子供の医療費の問題でございます。町では小学校6年生まで現在無料化しておるものを、棚木議員のほうから中3に早くしてくれと、1,000万円のできるのではないかと。たった1,000万円というような、そういう表現があったわけですが、ご存じのように、簡易舗装で10件の整備に1,000万円、それがなかなか前に進まないという税収入が非常に厳しい中であって、たった1,000万円というのは、私と棚木議員の理解というものが多少違うところもございますが、そうしたことも含めて、物事には優先順序、費用対効果というものを考えながらあるということも、ご理解いただきたいなというふうに思っております。

サービスの提供にこれで終わりというものは無いというふうに私は理解しております。今回は子供医療費の中3までの無料化ということでございますが、このほかにもさまざまな視点があるんだろうというふうに思っております。幼稚園、保育園の無料、さらには給食費の無料、さらには就学支援費の拡大など、棚木議員の頭の中にも、次々にそうした要望、実現化というようなことも、この後出てくるのかなというふうに想像しているわけですが、私もできることならそうしたことに手を尽くしていきたい、そうしたものを実現していきたいということもございますけれども、先ほど話しましたように、事業の優先順序というものをきちっと仕分けをしながら、また、町ではどうした形でやったらいいんだろうということで、保育園の保育料の第3子の無料化や、ファミリー・サポートセンター、子育て支援センターなど、その時々において優先順序を考えながら事業を実現化してきたということもございますので、そうしたこともご理解いただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

国保税の減免については、制度の周知の徹底が図られていないのではないかなというようにご指摘でございますが、そうしたこともないわけではないということも含めまして、今後ご提案のとおり、広報紙の活用などを通して周知の徹底を図っていききたいと思いますし、同じく後見制度についても、町では社会福祉協議会を通してやっているということも含めて、制度の徹底、そして周知、PRの徹底を図っていききたいというふうに考えておりますので、この後も、議員さんのほうからも、そうしたPRに向けてご理解、ご協力をお願いしたいなというふうに思っております。

リフォームの助成事業についても、全く同じ考え方でございます。町の業者には、極力小規模な小さな事業については発注に向けて努力をしておりますし、雇用と経済活性化の対策のために国の支援を受けながら、現時点で今、町ができることについては、他の町村に負けないほど努力しているということについても、棚木議員にはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

住宅リフォームの社会資本総合整備交付金で実現化してはどうかということでございますが、これらについては使い道が多々ございます。道路の整備、施設の整備、そうしたことも踏まえて、この交付金を利用した事業というものはたくさん使い道があるわけですが、住宅リフォームに限ってというようなことについてはなかなかできにくい環境、そして事業枠だということについても、ご理解をいただければというふうに思っておりますが、大木議員にも答弁させていただきましたように、今後、前向きに協議を深めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

最後に、企業誘致でございますが、これについては非常に微妙な問題なので、ちょっと答弁書を作成しましたので、読ませていただきたいというふうに思っております。

次に、企業誘致に関連した件についてであります。11月16日にマスコミ各紙等に、林野庁所有の苗畑跡地25.6ヘクタールを取得する方針を固めた旨の新聞記事や、その後の県議会所管委員会における審議との記事が掲載された後の町と県の動向について、説明をさせていただきたいと思っております。

県は当初、11月中にも国有地買い受け申請を提出する予定でありましたが、企業局が窓口になり、県議会各会派に対し、経過等の説明を持ち回りで行いました。その中で、国有地買い受け申請書の提出や、町と県との合同説明会等、一たん関連事務を保留せざるを得ないとの県カンからの直接報告を受けたところであります。

これらの一連の動きについては、工業団地整備計画そのものの事業主体は福島県であることや、県議会対応の整理が前提になるものと理解しておりますので、当面これらを注視しながら、今後町としても、いつでも再スタートをしてもスムーズに事業が推進できるように体制を整えたいと考えております。

なお、一部町民とのうわさに、某製造業が内定しているような話がありますが、県は苗畑跡地にかかわらず、常に県内各地に企業誘致のための活動をしておりまして、苗畑については内側を土地を取得し、その上で立地意欲のある企業が決定した段階で、注文に応じた造成工事をする段取りになっていると理解しており、現段階でどこの会社が立地するなどは県からは報告されておられませんので、希望は柵木議員と同じように、私も一日でも早く立地していただける企業名が決まっていることを望んでおりますが、そうした段階にあるということをご理解いただきたいと思います。

この件について肝要なのは、県当局が障害のない環境の中で一日も早く着手できることであり、今後効果のある適切な時期に、町と議会とが一体となり、事業推進のための活動を考えていくべきとも考えおりますので、ご理解をお願いします。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問なんですけれども、残り3分ですので、簡単明瞭をお願いします。

6番。

○6番（柵木良一君） 時間がありませんので、納得はしていないんですが、国保の広域化については、町長は国、県に対してこれからも強く要望していくということですので、それはそれでいいと思うんですが、ただ言えることは、いわゆる後期高齢者制度のときもそうだったんですが、保険料アップが嫌なら受診抑制と、こういうことになっていくんです。そして、医療費を削減するねらい、こういったねらいがあるわけです。しかも、今度の民主党政権は、サラリーマンが入る被扶養保険もいずれ国保と統合して、都道府県単位の地域保険に一元化する方針と。後期高齢者医療制度の廃止を看板にしながら、この制度の改悪を全国民に押しつける政策を進めることは、国民を欺く行為だと言っても過言ではないのではないのでしょうか。このような国保広域化は、絶対にやめるべきであるというふうに強く要望しておきます。

次に、子供の医療費の無料化なんですが、先ほども言いましたように、県内45市町村がもう実施しているわけです。これ、そもそも矢吹町でも始まったときには、子供のときにお金がなくて病院に連れていけない、そういうときほど子供を持つ親としてはつらい思いはないと。こういうお母さん方の願いのもとに、この制度が導入されたわけです。

そういう点で、先ほど町長が言いました「たかが1,000万円」というふうな表現があったかのように言いますが、今度の中学校の改築でも、入札の請け差で4,000万円もつくるといふことで、簡単にできるんですね、やる気になれば。しかも、公共事業も道路とか整備とか、一般質問でありましたようにせせらぎの流れとか、そういったのまでやるとすれば、莫大なお金がかかるわけです。

○議長（柏村 栄君） 残り30秒ですよ。

○6番（棚木良一君） ですから、そういう点でそういうことを、いわゆるどちらを先にやるかという点では、私はやはり子供の医療費の無料化が一番先ではないかというふうに思うんです。

町長が言っているように、例えば幼稚園、保育園、3人目は無料だと、こう言っておりますけれども、医療費の無料化ほど公平なものはないと思うんです、無料化したほうが。そういう点では、やはり安心して子供を産み育てることができる環境整備のためにも、ぜひとも新年度から実施していただきたいと強くお願いをいたしますので……

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、時間ですから。

○6番（棚木良一君） 時間ですので、了解はしませんけれども、私の一般質問を終わります。

○議長（柏村 栄君） では、答弁を求めます。

町長。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再々質問にお答えさせていただきます。

子供の医療費の件については、私自身も先ほどから答弁をさせていただきますように、前向きに協議を深めていきたいということで、再度答弁をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 以上で、6番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

---

#### ◇ 藤 井 精 七 君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告4番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 通告に従いまして、順次一般質問をいたします。

毎日のように農業新聞、我が党のしんぶん赤旗では、環太平洋経済連携協定、TPP、トランス・パシフィック・パートナーシップというようなことです、この協定に反対の立場の報道がされています。また、全国町村会でも交渉への参加反対の特別決議が採択されているが、TPPに対する考えを伺います。

今度の議会にも、請願・陳情、出ていますが、政府は包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、TPPについて、関係国との協議を開始するとしています。TPPは、すべての品目の関税撤廃を原則とする高度な自由貿易協定です。もし、この協定に加わることになれば、多方面に深刻な影響が出てくることは、政府自身の試算等でも明らかです。国を開くとか開かないとか、鎖国といった言い方は、国民、消費者を誤った情報でTPPに誘導するものです。関税を設定することは悪で、関税をゼロにすることがよいというのは誤りです。

世界では、大国もあれば小国もあり、北に位置したり、南に位置したり、平地、山岳地、砂漠であったり、変えることが不可能な各国の国土条件を考慮して、この国自身が関税自主権を持ち、関税の設定が認められています。国民の生命に直結する食料、農産物の関税がゼロでいいなどというのは、世界では非常識です。国家としての主権、主体性を確保するための正当な措置であり、世界の国々はそれを前提に置いて、国益をかけて交渉しています。

TPPで関税をゼロにするということは、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの農産物と同等で競争することになります。何百ヘクタール、何千ヘクタールの経営規模のアメリカ、オーストラリアの農業と闘い、国際競争力を強化すべきなどというのは、現実を無視しています。

ことしの3月の閣議決定した食料自給率50%を目標とした我が国の農業基本計画とTPPは決して両立することはできません。両方成り立たせることは不可能であり、整合性など確保できるものではありません。TPPは農業だけでなく、漁業や林業もあわせて壊滅的打撃を受けます。国民、消費者の食料の安全保障はなきに等しいものになります。我々の命や環境といった人間として最も大切なものを外国にゆだねることになります。

また、TPPは金融、保険、医療、国の公共事業への参入、看護師などの労働力の自由化も交渉内容となっており、まさに日本という我が国の仕組みの基準がアメリカの基準に一変しかねない、極めて大きな問題を含んでいます。10月17日、日刊ゲンダイ、につぼん改題、田中康夫さんの記事が載っていましたが、ちょっと読ませてもらいます。

「「TPPの謎」を解明しましょう。環太平洋戦略的経済連携協定なる名称から、何時（いつ）の間にか「ストラテジック（戦略的）」の単語が省かれ、環太平洋パートナーシップ協定と呼ばれるに至ったTPPは、羊の皮を被（かぶ）った狼です。その隠された“眼目”は、単なる農業自由化に非（あら）ず、金融、保険、医療、更には派遣労働、公共調達、電波、放送、社会慣行……。ありとあらゆる分野で「非関税障壁」の“撤廃”が強要されるのは必至です。」

このように田中康夫さんは日刊ゲンダイで言っていますが、本当に日本の農業にとっては重大な問題だと思います。町長は矢吹原土地改良区の理事長、また矢吹土地会の理事長と、本当に行政多方面でこの問題には大きな気持ち、立場で取り組んでいかなければならないと思いますが、町長の考えを伺います。

次に、先ほど同僚議員からも出ましたが、耕作放棄地解消に取り組む組織ができるという話を聞くが、具体化されたときの支援はどのように考えているか伺います。

今、TPPの質問で、日本の農業はだめになってしまう、耕作放棄地の拡大が心配されるという中で、この耕作放棄地の解消という質問も、なかなかつらいものがあります。それでも、これで伺いたいと思います。

全国一耕作放棄地の多い福島県ですが、そうした中で、少しでも放棄地の解消に乗り出してくれる組織、団体等が出てきているようです。いわきの北限のオリーブの里づくりはかなりの力の入れようですが、厳しい農業環境の中で、耕作放棄地の再生事業です。ボランティアだけでは、なかなか事業の継続は大変なものと思います。放棄地はどうしても条件等が悪く、機械で姿形はどうかもとに戻しても、作物をつくる時になると、何をつくってよいか迷うことになると思います。再生事業に取り組む組織、団体に、行政としても大いなる支援策が必要になってきます。これに関しては農協という大きな組織にも力をかりる、また役場も行政の力をかし、この事業に取り組む組織、団体の役割は、今後ますます重要なものとなってきます。現在の町の考えを伺

います。

次に、介護保険が負担増での制度見直し案が進められようとしているが、介護難民が出ないような町独自の対策の考えはということで伺います。

民主党は、昨年の総選挙で生活第一、医療、介護の再生を掲げ、介護保険への国費投入を8,000億円程度ふやすと公約して政権についた経緯があります。これは、公費負担を6割に引き上げるのに必要な費用、厚生労働省試算では7,400億円を上回る額です。これらに国費をふやさず、高齢者の生活に負担を押しつけるのでは、国民への約束を投げ捨てる裏切りです。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、2012年の介護保険制度改定に向けた意見書を取りまとめ、その意見書をもとに法案を作成し、来年の通常国会に提出する意向のようですが、意見書は要支援1、2の人について、市町村の判断で、生活援助を含め丸ごと介護保険の給付対象から外し、市町村独自の配食サービスなどに置きかえることができる、そういう仕組みの検討を求めています。

軽度者と一定の所得、年間200万円以上を想定しておりますが、一定の所得がある高齢者の利用料、1割から2割への引き上げの検討、そのほか、介護保険サービスの利用の前提となるケアプラン作成の有料化、施設入所者の居住費を軽減する給付、補足給付の要件に資産や家族の負担能力を追加、また、施設の相部屋の居住費負担増などを織り込んでおります。保険の大幅値上げ、利用料の値上げ、負担がふえて給付が減るとしか見えない改定になってしまいます。これでは、決して改善とは言われず、改悪になります。そうした状況では、この介護保険から漏れた人、介護難民という人が出るかもしれません。こうした人を救うにも、町独自の対策を今のうちからとらなければ、この保険発足時には大変容易でない人、この人が出てくる、そういうふうに使われますが、現在の対策の考えなどを伺います。

次に、子宮頸がん予防ワクチンの公費助成の具体的取り組みは進んでいるのか伺います。

ことしの夏の参議院選挙で、子宮頸がん患者だった女性タレントが、子宮頸がんで悲しむ女性や家族をなくす、そう訴えて当選しましたが、子宮頸がんに対する国の動きもあるようです。さきの議会でも言いましたが、ワクチンは3回接種しますから、自費ですと5万円程度になりますから、高額であることを理由に接種できない人はたくさんいると思います。ですから、どうしても公費助成が必要です。すぐに国による全額公費負担でのワクチン接種を実施させる、こういうことも大切でございますが、そうした運動と同時に、また町の公費の助成も一つの考えだと思います。町長はさきの答弁で前向きに検討していると言っていましたから、かなり前、前と進んでいると思いますから、改めてこの子宮頸がん予防ワクチンの公費助成の具体的取り組みを伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長。野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、環太平洋経済連携協定、TPPに対する町の考え方についてであります。全国町村会では、12月1日、TPP交渉への参加に反対する特別決議を採択いたしました。この決議では、TPPに参加をすれば、農山漁村だけではなく、我が国の将来に深刻な影響を及ぼすとし、政府が今やるべきことは農業の再生を実現することだと訴えております。そして、TPPの影響試算や、国内対策が十分に行われないまま関係国との協

議を開始するとの政府方針を出したことを批判し、TPPの貿易効果だけに目を向け、国民生活や雇用、国土保全など、農山漁村の公益的機能を見落としていることや、政府が目指す食料自給率50%目標との整合性を指摘しております。

TPPとは、アジア太平洋地域での自由貿易圏の構築を目指すための協定とし、関税の撤廃を原則としております。これに参加すれば、多くの方が指摘しているように、日本の農業分野が大きな打撃を受けることは明らかです。

矢吹町にとって農業は基幹産業であり、同時に農業の多面的機能は暮らしの一部でもあり、かつ農業は町のスローガンである「さわやかな田園のまち・やぶき」をイメージする主たる環境要素にもなっております。農家の方が農業に意欲を持てること、そして持続可能な農業ができることが矢吹町にとって極めて重要だと考えております。

全国町村会における特別決議では、世界貿易機構、WTOや、経済連携協定、EPA、自由貿易協定、FTAなど、交渉に当たっては、農業が持つ多面的機能を十二分に考慮し、各国農業が共存できる柔軟な農産物貿易ルールを構築すること、特にTPPへは絶対に参加しないことを強く訴えております。

私も、全国町村長大会に出席してまいりましたが、基幹産業である農業を守るためには、政府として、農家の皆様が生産意欲を持って持続可能な経営ができる環境づくりと、新たな農業基本政策の確立を早急にも実施してもらうことが必要であります。矢吹町としましては、政府に対し、TPPへの参加については農業政策の対応に万全を期すことを前提とし、慎重な対応を求めていると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町における耕作放棄地対策の現状と今後の町の支援策についてのおたしであります。耕作放棄地の現状につきましては、平成21年度に矢吹町農業委員の皆様のご協力により現地調査を行っておりますので、この調査結果をもとにご説明いたします。

この調査では、耕作放棄地を3つに区分し、人力、農業用機械で草刈り等を行うことで直ちに耕作することが可能な土地を緑、草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備を実施することで利用可能になる土地を黄色、森林、原野化しているなど農地に復元して利用することが不可能な土地を赤に区分しております。

調査の結果、矢吹町全体農地2,908ヘクタールの2.5%に相当する73.4ヘクタールの耕作放棄地があります。これを区分ごとに見ていきますと、既に耕作が可能な緑が41.7ヘクタール、基盤整備等が必要な黄色が27ヘクタール、復元が困難な赤が4.7ヘクタールになっております。また、耕作放棄地面積を地区別で見ますと、矢吹地区が19.7ヘクタール、中畑地区が18.0ヘクタール、三神地区が35.7ヘクタールになっております。

このように、本町では農地への復元が可能な緑や黄色が68.7ヘクタールと多くを占めております。また、地区別では矢吹地区が26.8%、中畑地区が24.5%、三神地区が48.7%となっており、全体の半数近くが三神地区で占められております。

このような結果から、矢吹町耕作放棄地対策協議会では、平成22年度の事業計画を定め、国の交付金事業の積極的活用をすることを前提に、重点解消地区として耕作放棄地面積が多く、面的集約が図られる三神地区の中沖地内6ヘクタールを指定いたしました。

中沖地区については、過去に地中下の砂利を採取したなどの影響で排水機能が低下し、農作物の作付が困難な状況になっておりますので、現在、矢吹町耕作放棄地対策協議会として、関係地権者153名に対し農地の賃借等について意向調査を実施しているところであります。

今後、この調査結果を受けて、耕作放棄地再生利用交付金による農地の復元や土壌改良、農地利用集積を図るための賃貸借の指導等の具体的な支援策を講じていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、介護保険が負担増での制度見直し案が進められようとしているが、介護難民が出ないような町独自の対策の考えはとのおただしであります。初めに介護保険制度の見直しについてであります。厚生労働省は平成22年11月19日に、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会の介護保険部会に「介護保険制度の見直しに関する意見書」の素案を提出し、同部会では素案をたたき台に、11月25日の会合で意見がまとめられ、11月30日に公表されました。

その内容は、介護保険制度の見直しの基本的な考え方として、制度の現状と課題を踏まえ、第5期介護保険事業計画に向けた制度の見直しに当たっては、1つには、日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを進めること、2つ目には、給付の効率化、重点化などを定め、給付と負担のバランスを図ることで、将来にわたって安定した持続可能な介護保険制度を構築すること、この2点を基本的な考え方として、次の6項目の意見がまとめられました。

1つには、要介護高齢者を地域全体で支えるための体制の整備、2つ目には、サービスの質の確保、向上、3つ目には、介護人材の確保と資質の向上、4つ目には、給付と負担のバランス、5つ目には、地域包括ケアシステムの構築等に向けて保険者が果たすべき役割、6つには、低所得者への配慮、以上であります。

厚生労働省は意見がまとめられたことを受け、介護保険法改正案を策定し、平成23年通常国会に提出する方針であるとのことあります。

介護難民が出ないような町独自の対策の考えはとのおただしですが、町としては、介護保険料の上昇を抑えることが課題ではないかと考えます。そのためにも介護予防事業を実施し、できる限り要介護状態に陥ることなく、健康で楽しい生活を送ることができるよう支援していくことが町の対策であると考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子宮頸がんワクチン公費助成の具体的取り組みについてのおただしであります。今議会に上程しております第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画における健康分野のまちづくり政策に掲げ、中学1年生から3年生及び高校1年生を対象に実施してまいりたいと考えております。また、実施に向けて課題となっている性の教育、ワクチンの副作用、予防効果、法的措置の確立など、今後、県の指導をいただきながら精査して進めてまいります。

子宮頸がん予防接種の実施に当たっては、生徒、保護者に対し、慎重かつ丁寧な説明が必要と考えていますが、これから学校では受験期を迎え、健康管理の優先順位をインフルエンザや風邪予防対策に置き、新年度早々に説明会を実施してまいります。公費負担については、予防接種法に定める一部自己負担としていくかを近隣市町村と検討してまいります。

今回、厚生労働省が示した子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金に含まれているヒブワクチン、インフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌ワクチンについても、対象年齢の乳幼児に対して実施を考えております。これら3つの予防接種の同時実施を視野に予防医療の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

5番。

○5番（藤井精七君） 今、TPPの答弁で、町長は慎重な対応というような答弁がありました。反対という声はその場からは出ないんですね、町長の声は。私はTPP協定の参加を考えるシンポジウム、県内各地で開かれておりますが、須賀川のこういう大会というか催しに参加してきましたが、その中のシンポジストには、前矢吹原土地改良区の理事長の木賊政雄さん、また、ふくしま中央森林組合代表理事組合長の渡辺一夫さん、そして福島県南生活協同組合副理事長の渡辺郁子さん、この3名の方がシンポジストとして出席していただきましたが、やはりこのTPP問題に関するこれは、地方から大きな声で政府に訴えていかないとだめだと、そういう決意で話されていましたが、町長からはこの場から慎重にとという答弁しか出ないのか、ちょっと残念に思います。その辺、もう一度伺います。

また、次に耕作放棄地の解消、それで伺いますが、三神地区が一番大きくて、三城目、中沖、この6ヘクタールを候補地として、今これから進めていくと言いましたが、具体的に何人かやる人が出てきたのか、また、これを解消した場合に作物の作付というか品種なども、もしわかったら答弁いただきたいと思います。

次に、介護保険でございますが、先ほど言いましたように、改正で介護保険から外れる、そういう人が出てくる、こういう改悪になるような現在の介護保険の審議会の意見書なんですけれども、やはり行政はそうした弱い人の立場、そういうところに立って目を届けていかなければならないと思います。かなりこの見直し案で、矢吹町からも今まで介護保険にかかっていたけれども、その保険から外されたという方も出てくるかとも思います。そうした人のフォローも、やはり今から考えなくてはならないと思います。その辺、町長に再度伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

[町長 野崎吉郎君登壇]

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、藤井議員に再質問にお答えさせていただきます。

まず、TPPについてでございますが、藤井議員は最後の言葉だけをとらえたようですが、文章には、先ほど説明したとおり、全国町村会において、私も出席してまいりました。そこで、TPPには絶対参加しないことを強く訴えて可決されております。ですから、私自身も現段階では、今のままでは反対でございます。

要は、矢吹町では農業を基幹産業とする町でございます。ここにもありますように、先ほど説明したとおり、持続可能、政府として農家の皆様が生産意欲を持って持続可能な経営ができる環境、さらには新たな農業基本政策の確立ができるというようなことを強く訴えていながら、慎重に、両建てで国のほうに要望活動をしてまいりたい、そしてその推移を見守りたいということの発言でございますので、ご理解をいただきたいと思

ます。

耕作放棄地について、中沖地区について、協議会のほうでは決定をしながら、この先、耕作放棄地の解消に向けて努力をしていきたいという説明をさせていただきました。

それらについて、具体的に何をするのかということについては、先ほども説明させていただきましたように、土質の改良、耕作ができる農地に復元をした上で、その後町全体として、協議会の中で前向きな計画を協議しながら、どこに何をつくるか農家の方と相談をしながら、協議会のほうでは前向きな計画書を作成する予定でありますので、まずは中沖地区の遊休農地の耕作地として適当な耕地に復元してまいりたいということに努力をさせていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。現時点で、その後何をつくるのかということについては、まだ決定を見ておりません。

介護保険については、弱い人の立場に立って目を向けるべき、まさしくそのとおりだというふうに思っております。今まで利用していた方が、認定の基準が変わったことによって今までの利用ができない、サービスの提供を受けられないということについては、町も把握しておりますし、今後そうした方に対して、町自身何をしていくかということにつきましても、後期の計画の中できちっと計画を煮詰めながら、議員の皆様にも理解していただけるような、また、サービスを外された方についてもサービスにかわる、介護保険法にかわるサービスのあり方についても提示をしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

以上で、5番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

(午後 1時48分)

○議長（柏村 栄君） それでは、再開いたします。

(午後 2時00分)

#### ◇ 青山英樹君

○議長（柏村 栄君） 続きまして、通告5番、1番、青山英樹君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） それでは、今定例会最後の一般質問を務めさせていただきます。

早速ですが、通告に従いまして質問を始めます。

まず、町財政の財源の中で大きな比重を占める地方交付税交付金は、新聞報道等で報じられていますとおり、減額の傾向にあります。国税5税の一定割合による交付税会計は赤字になっておりまして、そのために財源捻出のために、国は借金をもしている状況であります。そして、借金をしてまで交付される地方交付税交付金ですが、満額交付に対しての不足額が生じているのが実情です。その不足分は、臨時財政対策債という、これま

た地方自治体に借金をさせる方法で、地方自治体に肩がわりさせていると言っても過言ではございません。

このような臨時財政対策債は、発行可能額という形でその額面が示されるわけでありまして、その額面を上限として借金をしてもよいし、しなくてもよいという規定であると思われまます。その認識に対しまして、当町にあっては、実情を過年度を見ても、例年満額の起債をしているという実情にあります。

一つに、借金依存体質からの脱却という観点におきましては、これは矛盾のある行為ではないのかという疑義が生じるものでございます。この借金の償還に関しましては、その元金、利息におきましては、交付税で措置されるという交付税措置のことでございますが、国の債務が膨張する中にありまして交付税特別会計自体が赤字であり、この措置を見込んで交付税が増額されることは、その要素は見つからないのが現状と思われまます。交付税措置といえど、論理的に算出式の基準財政需要額に加算されるということでありまして、交付額が年々減少していく時世にあっては、これは意味をなさず、ただ借金ばかりがふえていくということにすぎないのではないのかという指摘も実際にあるわけでございます。この状況下、町長初め町当局者の皆様方は、交付税措置を全面的に信頼し、責任を持って措置されて、町民の利益に結びつくとの認識を持っておられるのかお伺いいたします。

なお、交付税自体が基準財政需要額を右肩上がり増加させておりまして、結果として交付税額を押し上げ、ひいては不足分の増加によって臨時財政対策債を発行するという悪循環になっているというこの事実を、これは周知のとおりでございますが、この状況をどのように判断されるのか、またあわせてお伺いしたいと思います。

次に、総務省策定の地方行革指針によって、すべての地方公共団体に対して、よりわかりやすく財政状況を知らせる目的で財務書類4表が要請されているところでございます。平成20年度決算にかかわる財務書類の整備状況を見ますと、指定都市を除く全国の市町村1,732団体のうち、920団体が作成済みとあります。財務書類4表の作成方法として示された新地方公会計モデルへの取り組みをどのように進めているのかお尋ねいたします。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

全国学力テストにおける当町の子供たちの成績が、具体的な比較可能な数値で示されておりません。子供たちの学力に不安を募らす声が聞こえており、教育長によります議会での過去の答弁をもってしても、全国と比べてA問題は全国レベルと同等、B問題は少し下回っている等の答弁がありますが、保護者の方々の学力への評価として、満足度は得られていないのではないのかというふうに思うところです。学力向上策として取り組まれている方策の中に、子供当事者一人一人の要望や意見、または保護者の方々の要望や意見というものが反映されていて、どのような好結果が導かれているのかお示しいただければありがたく存じます。また、中学生の進路指導にあっても同様に、生徒本人、保護者のニーズに沿った指導が行われているのかお伺いいたします。

最後に、地域主権に関してお尋ねいたします。

政権交代から1年が過ぎ、政権与党の政策の一つとして、地域主権という文言が随所に聞かれるようになりました。ところが、地域主権という文言の地域というものの定義、または主権というものの定義は、法的にはなされていないのが実情です。当町の第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画1次の説明でも、地域主権という言葉が使われています。

このような中、同僚議員の質問にもありましたが、医療、福祉分野における財政歳出費の伸びは顕著でありまして、地域主権と社会保障という課題に対して、どのようなコンセプトを持って対応していかれるのかお伺いいたします。

以上、答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、交付税措置を信頼し、責任を持って交付税措置が実施されるものとの認識を持っておられるかのおたただしではありますが、日本経済は景気後退により個人消費や失業率も高水準にあるなど、不安定な財政状況が続いており、地方公共団体においても、収入の柱である地方税が減少傾向であり、地方交付税の一定割合となる国税5税、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税についても同様の傾向であるため、地方財政の財源不足は多額になっています。

そうした財源不足に対して、平成13年度には、国と地方において折半することをルールとし、国の負担分については一般会計からの加算として、地方の負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債、臨時財政対策債により補てんし、その元利償還金相当額についてはその全額を後年度、基準財政需要額の個別算定経費、公債費に算入する内容の制度改革が行われました。

これにより臨時財政対策債が制度化され、財源不足に対応する国の責任が明確化されています。また、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう措置された点も重要であります。こうした経過を見ても、交付税措置について制度化されていることから、信頼できるものと考えております。

しかしながら、交付税特別会計においては、赤字会計であることと、事業仕分けの対象となっており、交付税制度の抜本的見直しが議論されていることから、今後は地方自治体の歳出に見合った自主的な一般財源が確保されるよう、国と地方の税源の配分を、根本的な見直しを含め、交付税の信頼失墜につながらないよう国に要望し、三位一体の改革により拡大した地域格差を解消するため、地方交付税の復元、増額のための要望活動の取り組みを地方6団体の活動と歩調を合わせ、今後とも継続し、実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、交付税額不足のため、臨時財政対策債を発行するという悪循環となっていることについてのおたただしですが、臨時財政対策債については平成13年度からルール化され、期限の延長を繰り返し現在に至っており、今後についても、平成23年度地方交付税の概算要求の中で、平成24年度以降の2年間の財源不足の変動についても臨時財政対策債で調整し、地方財政の自立性を高めるとしているところであります。町としても、当面は臨時財政対策債を有効に活用させていただいている状況であります。

歳入については、現時点において大きな増収は見込めず、社会保障関係経費などの増加など、厳しい状況が見込まれ、新たな財源を求めることは困難であり、臨時財政対策債の借り入れを行わないことは、町民サービスの低下に直結するため、将来を見据え過度な財政負担を残さないよう地方債現在高の抑制を図りながら、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

臨時財政対策債の発行が膨らむことは決していいことではないと十分に認識しておりますので、このことも含め、地方財政制度の問題として、あらゆる機会をとらえ、国へ要望してまいりたいと考えております。

また、今後の地方交付税については、地域主権のための第一歩としての財源であると期待していた別枠加算1.5兆円が廃止の方向であるとの新聞報道等から、廃止反対を訴えてまいりたいと思います。

町としても国の動向に注目し、企業誘致を積極的に進めるなど、働く場所の確保や若者定住促進等により自主財源の確保に努めるとともに、さらなる行財政改革の推進に努め、第5次矢吹町まちづくり総合計画で目指すスマートかつコンパクトな役場の実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新地方公会計モデルへの取り組みをどのように進めるかとのおたがしであります。地方公共団体の公会計の整備につきましては、青山議員のご質問の中で触れられておりますとおり、総務省から平成18年8月31日付で通知のあった「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」により、新地方公会計モデルを活用した財務書類を作成し、都道府県及び人口3万人以上の市については平成21年度までに、人口3万人以下の市及び町村については平成23年度までに公表するよう要請されております。

作成及び公表についての法的義務が自治体に課せられたものではありませんが、福島県では早期の取り組みが重要であると考え、平成21年度から県内市町村を対象とした実務的な研修会を開催しております。

当町でも研修会に参加するとともに、総務省方式改定モデルを活用し、財務書類4表、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の作成を進めているところであります。

新地方公会計制度につきましては、財政全体の透明性を求める地方公共団体財政健全化法の制定も踏まえ、町が財政健全化に向けた取り組みを進める上でも大変有効であると認識しており、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画において事務事業に位置づけるとともに、第5次矢吹町行財政改革大綱、集中改革プランの実施項目に掲げ、取り組んでまいりたいと考えております。

また、財務書類4表をわかりやすく公表することにより、町の財政状況についての理解が促進される一方、詳細な資産、負債管理が可能となることから、予算編成、決算分析など財政運営に積極的に活用することができると考えております。

中長期的な視点で、今後の町の行財政運営に活用するためにも、平成22年度決算から作成し、公表できるよう準備を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域主権と社会保障のコンセプトについてのおたがしであります。日本経済は、世界的な金融危機の深い景気後退の影響を引きずり、物価の下落が続くなどデフレ状態を続けており、失業率も高水準にあるなど、依然として不安定な財政状況が懸念されています。

このような状況において、政府は平成23年度予算編成に当たり、強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現に主眼を置いた新成長戦略の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を実現し、元気な日本を復活させるため、国民目線、国益に立脚した予算構造に努めることとしています。

しかし、国が策定した中期財政フレームでは、地方一般財源の総額は平成22年度の水準を下回らないようにするとしているものの、同時に策定した地域主権戦略大綱では、国庫補助金等の一括交付金を推進することが掲げられており、国庫支出金に対する地方の自由度が高まる半面、国の歳出削減の動きの中でその総額が十

分に確保されるかについて不透明であり、地方財政への運営に影響が懸念されています。

また、地域主権戦略大綱の大きな柱として、基礎的自治体への大幅な権限移譲と、地方自治法の抜本的な見直しとしての地方政府基本法制定の検討が進められることとなっています。

ご指摘の社会保障については、今後、義務づけの廃止及び権限を移譲する事務の関連法案の改正措置が記載されており、地方自治体での裁量による分野が拡大することが見込まれます。しかしながら、社会保障分野については、基本的には国として確実な実施を保障し、一括交付金化の対象外とすることとして考えており、なおかつ国の平成23年度予算の概算要求基準においても、社会保障費の増加に対応する地方財源の確保が示されていることから、地域主権改革の根底には、権限と財源とをあわせて行われるものと認識しております。

地域主権戦略大綱の冒頭では、地域主権改革が進展すれば、おのずと地方公共団体で行政サービスに差異が生じてくるものとされています。しかしながら、私は、決して町民の皆さんに他の自治体に劣る行政サービスを提供してはならないと強く考え、町民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保することを重大な使命と認識しているところであります。

本町においては、地方分権改革の動向を注視し、的確な対応により行政サービスの向上と財政健全化を両立し、真に住民ニーズにこたえられる自己判断、自己責任により経営する地方自治体への転換に努めなければなりません。

つきましては、現時点では不透明な国の地域主権改革ではありますが、今後の推進状況に柔軟かつ的確に対応し、権限の行使と財源の運用を行うことが重要であります。今回の後期基本計画では、新たに地域主権体制検討事業を位置づけ、本町が基礎的自治体として高い能力を発揮するための行財政体制の整備等を検討し、第5次まちづくり総合計画の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

全国学力テストの結果の公表についてであります。国の全国学力学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する、また、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善等に役立てることを目的として実施されております。

本調査により測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面にすぎないものであります。調査結果の具体的公表により、学校間の序列化や過度な競争が生じ、学校現場が混乱するおそれがありますので、9月議会において報告させていただいた以上の具体的な数字の公表は控えさせていただきます。

具体的な数値が公表されないと保護者の満足度が得られないとのことではありますが、児童生徒一人一人の結果については、それぞれに答案を返し、県や全国平均等との比較を通じた指導もしております。

また、学力向上策につきましては、取り組み結果はすぐに目に見える形で出るものではありませんが、各学校においては真剣に取り組んでおります。学力向上対策は、見直しをしつつ継続的に取り組むことが重要であります。学力テストの後、学力向上推進支援会議の諸施策等のほか、各学校において分析結果に基づき、朝の学習、授業の改善、放課後の補習授業、家庭学習の強化等、実施可能な学力向上対策を、国語、数学、算数の2教科、小学校6年生、中学校3年生の対象学年だけではなく、全校での取り組みとして実施しております。さらには、町校長会からは、来年度に向けた総合的な学力向上対策について検討いただき、提言を受けたところであります。

今後、教育委員会として施策の協議、検討を行い、学力向上対策実施計画に反映させてまいります。子供一人一人や保護者の方々の要望や意見につきましても、学校のアンケートや保護者や子供との面談において、あるいは小学校等では連絡帳などで学習上のつまづきや指導内容や方法、家庭学習、そのほか家庭生活等、多岐にわたりいろいろと意見や要望を聞いて、できる限り応じるようにしております。保護者の皆様には、今後も各学校と連携し、家庭学習の習慣化や生活改善等の面でご協力をお願いしたいと考えております。

次に、中学生の進路指導についてであります。個別の進路指導は三者面談を実施し、生徒、保護者の希望をもとに適切なアドバイスを行い、すべての生徒が希望する高校に進学できるよう指導し、支援しております。例えば、国語の力が十分でない場合は読書を勧めたり、担当の先生のところに行かせたりしております。しかし、学級担任が、あるいは教科担任がすべての生徒を指導していくことは十分にできない場合もあると思われまますので、学年や教科で一層きめ細やかな対応をとって指導していくよう、中学校長を通して指導してまいります。

なお、12月1日現在の進路希望状況は、矢吹中学校3年生186名中、高校への進学希望者は178名、専修学校希望者2名、就職希望者4名、未定者2名となっております。今後も全生徒が希望する進路に進めるよう繰り返し指導してまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（青山英樹君） それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、臨時財政対策債につきましてですが、交付税措置を信頼しているという答弁をいただきました。と同時に、抜本的交付税の見直し等に関して、増額を見込んでということでしょうか、そういう要望も行っていくということが申されました。地方税が減少していくという中であって、交付税は重要であるという趣旨はよく理解しております。ただ、その交付税措置が信頼されているという反面、今後、抜本的な見直しを求めるということは、これはある意味、信頼していないということではないのかというふうに思えるわけです。

結果としては、臨時財政対策債、重要な財源として必要だという言葉からも、そういう地方交付税が減ってくる中であって、その財源不足を賄うために起債をする、つまり臨時財政対策債を借りると。それがまた交付税措置という中で基準財政需要額に入る、またそこで差が出るわけです。そこでまた交付税額がふえるけれども、実際には手当てされる交付税額が減るからまた臨時財政対策債を借りると。その繰り返しになってくるわけなんです。

私は、その臨時財政対策債というものを借りるのは悪いとは申しませんが、ちょっと危険視しなくてはいけ

ない部分もあるだろうと。簡単に言えば、小泉内閣の2000年、平成12年度の三位一体以降、極端に交付税が減りまして、物すごく財政的に狂ってきたわけです。こんなことが小泉政権で突如起こったわけですが、こんなことがまた今度の政権等で起こったというようなことになった場合、ただ借金だけが残ってしまうという現象になるのではないかとこのように思うわけです。ですから、臨時財政対策債というものに関しては、これは注意しながら見ていかなくてはいけないだろうし、国の財政状況を見ながらもいかなくてはいけないだろうと。できれば借りなければ一番よろしいんでしょうけれども、やはり住民サービスの低下とか、そういう実情から借りざるを得ないということもございますので、その辺につきまして、今後満額借りるのではなくてという方向性とか、そういったものがあるのであればお示しいただきたいということ。

実質新聞記事なんかでも、地方に失望感もというふうに交付税の別枠廃止で出ているんです。町長さんも失望なされたのかどうか、そういうお気持ちになったのかわかりませんが、その辺で信頼しているけれども失望したというのであれば、それは信頼とは言えないんじゃないかというふうに思いますし、その辺、はらはらしながら臨時財政対策債というものを行使しているのか、今後、小泉さんのようなああいう形でもって急遽変わった場合、よくこれはある話なんです。過去にもあったと思います。そういったことがあったときに、またいきなり数値でもって悪い傾向が出てきたとかということも予想されますので、そういうことについては、どういことを考えながら臨時財政対策を見ているのかということも再度お聞きしたいと思います。

それから、財務書類4表に関しましては、22年度から公表する予定ということをお聞きしましたので、楽しみに待っていきたいというふうに思っております。また、職員の方々のご尽力に関しまして、改めて敬意を表しまして、そしていいものをお出しいただければありがたいというふうに期待しております。

次に、地域主権に関してですけれども、ある意味、財源と権限というものをセットで保障されるならばという、そういう仮定形がところどころに見える部分だと思うんです。そういう意味では、財源もまだはっきりと地方に移譲するものも明確に示されておりませんし、具体的なものはないんです。そういう意味では、まだまだ他力本願的な要素があるのではないかとこのように考えるわけでありまして。

その地域主権という言葉がこれから主流になってくるものなんですけれども、それを自治体としてどのように構築していくのかと。特にその中でも社会保障の分野との関連は、これは極めて切実な問題なんです。

前回の定例会でも、小さな政府、小さな行政、そういったものにつきまして、これ以上議論してもかみ合わないというふうに一蹴されたわけなんです、これはちょっと認識を変えていただきたいと。例えば、今、話題になっていますのは、人口減少問題なんです。経済誌のエコノミストなんか5年ぶりに日本特集を組みまして、総務省、あるいは人口問題の推計が、福島県自体が今、204万人から25年後には164万人ぐらいに減って、40万人減るとい推計が出ているんです。そういうものを考えまして、まず、それが人口問題1点です。

最近の市長選、ちょっと11月21日の市長選を見ますと、兵庫県の尼崎市長選、それから高知県の室戸市長選、東北では山形県の長井市長選、これは、いずれも人口問題が公約に上がっているんです。つまり、人口が減ることによって医療が成り立たなくなったりとか、あるいは交通網で中国地方、あちらのほうでは鉄道、私鉄関係が成り立たない状況が出てくると。当然そういうものは、インフラ整備が全く今度はないがしろにされてくるわけでありまして、そういう危険性があるということなんです。

福島県を見ましても、25年の中での人口減を見ますと、多いとき少ないときあるんでしょうが、単純に1年

間で割ると1万6,000人なんです。そうすると、矢吹町に匹敵する人口が1年1年に福島県自体が陥落していくという、そういう単純な数字も見えてくるわけなんです。これをすべてを信用しているわけではないんですが、とにかく人口減少をつなぎとめないと、社会保障を支える部分でも、あるいは町の産業に関しても、あるいは交通に関しても、医療に関しても、すべてにおいてこれは不測の事態が生じてくるという、そういう状況なんです。

そこで、その第5次矢吹町の計画等に関しましても、10年というスパンでありますけれども、人口問題等に関しては、ある程度今後予測される内容なんです。そういったものに関しての地域主権というものをかみ合わせますと、これは国から財源がもらえないとか、権限どういったものがもらえるというのがわからないとか、そういう他力本願ではなくて、野崎町政としての独自のそういうアイデンティティーのもとに構築できる、そういう構想を持っていかなければいけないのではないかというふうに進言したいところなんです。

そういう意味では、諮問機関等を創設するなり、実情を分析しながらしていくのが地域主権ではないのかというふうに考えておまして、そのような意見に対しましては、どのような考えなのか改めてお聞きしたい。特に、今言った権限移譲と財源等に関しては、やはり不能のような言葉が聞かれてくるわけでありまして、その辺につきまして、長としまして第5次計画の中身はちょっと見えてこなかったんですが、その辺をどのように考えるのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、教育長に再度質問したいのですが、現場の実情というものがご理解できているのかどうか、ちょっと私は疑問に思うところがあるんです。例えば学力指導に関しましても、補習等とか頻繁に行っているというお話もございましたし、非常にPTAにおりますと、紋切りの話でもありますが、やっているという話を聞くんです。であれば、学力というのは上がってくるんじゃないのかというふうに思うんですが、それでも学力的な話は、町の中から、保護者からは、上がってきているというようなことよりも、どちらかという心配しているという声のほうが多いのが実情なんです。

特に机上の計画といいますか、プランといいますか、そういうものと机上の計画、空論的な要素が強いんですが、現場というのはちょっと違うものがあるんじゃないかと私は思うんです。例えば子供一人一人、わからない子を対象に聞いても、本人も何やっていいかわからないというのがあるんです。そこを適切に指導を受けているかという、どうもああしろこうしろという指導もないような話を聞いております。

特に、家庭学習というものに関する取り組みをなさっているのが、今の矢吹の教育関係機関の実態じゃないかというふうに思うんですが、子供にしてみますと、写すことが勉強になっているんです。だからきれいにノート、教科書なり写していくんです。これが実情で、それに対してよくできましたと判こが返ってくる。それでも打ち切りなんです。この実情というものに対しての教育長は、ほかにもあるんですけれども、そういう認識があるのかどうなのか再度お伺いしたいというふうに思います。

それから、進路指導におきましても、子供さんの行きたい希望する高校に行くためには、あとどれだけ頑張らなくてはいけない、どの教科のどの部分をやりなさいよという個別的な分析と指導というものがなされているというのはちょっと聞けないんです。特に今、教育長さんをご存じでしょうが、進路指導で偏差値が今、導入されています、矢吹中学校は。この事実をご存じだったのか、いわゆるゆとり教育に入ってから業者テストを除外しまして、偏差値というものを出さないでやっていこうということできずと来たわけです。

それと同時に、競争することは悪だということで、努力するというのを教えるという教育がなされてこなかった。そこに今の学力低下が起因しているんじゃないかというふうに、その業界では言われているわけですが、その言葉に関しては、実情と教育長さんの思われている今の現状とは、ちょっと乖離しているんじゃないかというふうに私は思います。よって、そこをちょっと認識をお聞きしたい。

もう1点、つい最近の、これ、きのうの新聞でしょうか。民報さんで「学力向上へ県内市町村教育長」というふうにあります、アンケートに答えられたかと思うんです。我が矢吹町の教育長さんは、県教委に望む学力向上対策としてはどのような考えであったのか、家庭学習時間の増加に向けた体制づくり、応用問題に特化した研修など指導力向上、算数、数学の学力向上を指導する専門チーム、それから本県独自の学力テストの実施と、こう、いろいろ項目がございます。また、全国学力テストの結果低迷の理由としまして、家庭学習の時間不足、児童生徒の学習意欲低下、教育の指導体制というような項目であるんですけれども、どのようなものに対してお答えしたのか、差し支えなければお聞かせ願いたいというふうに思います。

以上です。お願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

最初に、交付税と臨時財政対策債の件でございますが、私自身、先ほども交付税については信頼させていただいているという話をさせていただきました。ただ言葉じりをとらえて、青山議員のほうから、抜本的な見直しが必要だということであれば、そういうことではなくて、信頼されていないのではないかという見方もできるということでございますが、決してそういうことではございません。

この抜本的な改革というのは、青山議員がご指摘のように、平成15年、国が小泉内閣になって、急に三位一体の改革、その時点では財源と権限を移譲するというようなことを言っておりましたが、ただ一方的に財源が来なかったと。その犠牲になったものが地方交付税だということについては、ご存じのとおりでございます。そうしたことがないように、きちっとした交付税については、このような形で政権がかわっても、政党がかわっても、そういうことで交付税が上げ下げすることのないような、きちっとしたものをつくっていただきたい。なおかつヒゲする地方財源の最大の交付税という財源でございますので、そうしたことについても要望を続けてまいりたいと、増額と 要望を続けてまいりたい。

また、今回は別枠で1.5兆円という、また唐突な言い方をされておりますので、そうしたことも含めて、制度の維持を今後も要望を続けていきたいというふうに考えております。なおかつ国税5税についても、割合等についても、国の思惑で上げ下げのないよう、きちっと増額、これは地方税の再配分的な性質がございますので、そうしたことも含めて、安定的な税財源の確保ということで再配分も要求をしてまいりたいというふうに思っております。

公会計については、一定のご理解ありがとうございました。地域主権についても、財源と軽減、明確になっていない、まさしくそのとおりだというふうに思っております。そうした中であって、地域主権と人口減少の問題というものをとらえながら一つのご提案をいただきましたが、私も全くそのとおりだというふうに思っ

おります。

まちづくり総合計画を、そもそも平成18年度から27年度まで、10年間のスパンで計画をさせていただきました。当初の5年間については、前期の計画ということで計画をさせていただいたんですが、その大きな課題というものは、いかに矢吹町の人口減少を食い止めるかというようなものを主眼に置いてまちづくり総合計画ができたことについては、まちづくり総合計画を読んでいただくとわかるかというふうに思っております。ですから、私自身も今後、人口減少をすることによって、今、ご指摘のあった件については全く同じ思いで心配していたわけでございまして、そうしたことのないような形で、1万9,000人というような人口フレームを定めさせていただいて、この1万9,000人をいかに少なくしていくかというようなもので、重立った6つの基本的な理念と20の政策、48の政策というものを打ち出させていただいておりますので、今後、人口減少について歯どめをかけるような形で、さまざまな形で、もちろん議員のご理解のもとにご提案をいただきながら、そうした方向に進めていきたいというふうに考えております。

ですから、決して他力本願ではなくて、矢吹町においてはまちづくり総合計画において、議員の理解のもとに他の町村に先駆けて、そうした人口問題については取り組ませていただいているということについても、ご報告をさせていただきたいというふうに思っております。決して他力本願ではないということについて、青山議員にもご理解をいただければというふうに思います。

以上で、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） それでは、青山議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

1つ目は、現場の実情についてということでおたしございましたので、私が考えている実情についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

学力向上に向けて補習等を実施しているようだが、その実情はということが1点かというふうに思います。正直申し上げまして、4つの小学校、1つの中学校があるわけですが、中学校では正直のところほとんどできておりません。というのは、なかなかそういう余裕がないというのが現状でございます。それから、小学校では週2回は行いたいということで実施していると。しかし、毎週はできない。これも帰り際、いろいろ教員の用事があってできていないと。できるだけ週2回は実施するようにしたいということが一つであります。

そしてまた、補習を行うためには、昔と今は違いますので、保護者の了解を得なければなりません。こういうことのために、おたくのお子さんを残して指導したいと。でも、拒否される場合もありますので、なかなか学校で指導したいと言っても、指導できないということもございます。そして、内容については何をやっていいかわからない、わからないことがあれば質問していいよと言われても、質問もできないという場合ももちろんあるでしょう。できるだけ個に応じた、一人一人の実態に応じて、そのための補習ですので、学校としてはそういうことに努力しているというふうに認識しております。

それから、家庭学習については写すことが主になっているのではないかと。どちらかというと、そういう傾

向が強いのが現状だというふうに思います。例えば、漢字の学習であれば繰り返し繰り返し、そういう基礎的なところを家庭学習でお願いしたいと。授業で、できれば考える力、ではそういうふうになっているのかというと、いっていないところもあります。

そしてまた、その家庭学習を続けていけば全国学力テストで求める学力が高まるかということ、余り高まりません。全国学力テストで聞いている、求めている学力というのは、そういうものではないんです。要するに、知識、理解は余り求めていません。全くというわけではありませんけれども。それよりは考える力を聞いているんです。ですから、これは一人学習では、なかなか全国学力テストの学力は、特にB問題などは上がっていない、授業でよほど工夫していかなければならないということでございます。

3点目に進路指導についてでございますが、個別的に一人一人の実態を分析して、その実態に応じた指導を適切に行っているかということでございますが、私は自信を持って行っていると言いたいところではありますが、なかなか十分にいないのが現状で、そのためにといいますか、そういうこともありまして、青山議員ほかいろいろな方々にお世話になっているのではないかなど。

そして、偏差値教育についてでございますが、これは別に偏差値教育というものをやっているわけではなくて、かつて偏差値をもとにした進路指導をいけないと言われたことは、それは偏差値をもとに輪切りにすることがいけないと。要するに、偏差値自身には何ら過失も問題もないわけですし、それをどう活用するかという問題だろうと思います。

それで、例えば、あなたの偏差値はこれこれだからこの高校は無理ですよというふうにして、昔はできるだけ高校を落ちるといことのないようにしてきたわけですが、しかし、そういうのではなく、生徒の希望にあわせて、こういう高校を受けたいと、自分はどうしてもあの高校に行きたいというのであれば、そういう希望を生かすべきでしょうと。そういう教育をすべきだと。そして、力が十分でないな、じゃ、もっと勉強しなくてはだめだよと励まし、そしてこういう勉強をしたらいいよと、そのところわからないなら聞ききなさい、こうですよと教えてあげられるような教育をすべきだと。中学校でも、そういう教育に力を入れているというふうに思います。そういう意味では、高校を受けると、当然といいますか、なかなか努力が十分にいかずに、残念ながら落ちてしまうということもあるわけでございます。でも、できるだけそういうことのないように中学校では力を入れていると思いますし、今後もまた、中学校長を通して、そういう指導を十分にするように指導していきたいというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、12日付の民報新聞の1面あるいは2面に載りました教育委員会へのアンケートについてでございますが、質問項目は5問ありました。B4、1枚ありまして、2つほど紹介をしますと、こういう内容でありました。

質問の1は、今回の全国学力テストでは8科目中7科目で全国平均を下回りました。理由として考えられる回答に丸をつけてください。複数回答可。1つ目が、児童生徒の学習意欲が低下していると。2つ目は、家庭での学習時間が不足しているため。3つ目は、学校と教員の指導体制が十分でないため。その他と。私はその他に丸をつけまして、そのわけを書くようになっていますので、このように書きました。

学習意欲が低下してきたわけではないと思われるが、高くない。2つ目は、家庭学習時間は多くはない。3つ目は、学力テストで求める学力をつける指導は十分でない、このように。

なぜ、その他についてこんなふうにしたかと言いますと、学習意欲は低下してきたのか。要するに昔は高く、今は低くなったんだと思ったら低下です。私は必ずしもそうではないと思う。昔は高く、今は低くなったというふうには思えません。そのような理由からその他にしてそのように書きました。

質問の2、早急な学力向上対策は必要と考えますか。当てはまる回答に丸をつけ、理由もご記入ください。

「早急に取り組むべき」、「どちらとも言えない」、「取り組む必要はない」、私はここに当てはまらないと思ったので、自分で項目をつくって、急がず、あせらず、じっくりと取り組むべきであると、こう書きました。もちろん、早急に取り組むべきというところに薄く丸をつけました。民報社から電話がありました。何とかこの3つの中に丸をつけてもらえませんか。私は、薄く丸をつけておいたの見えませんか。だから、どちらかという早急に取り組むべきということです。理由は書いておきましたので読み上げます。

各学校とも学力向上に相当力を入れて取り組んでいる。しかし、全国学力テストで求める学力はなかなか向上していない。その意味では指導のあり方とも関連していると思われる。その指導の課題は把握しているので、教育委員会としてどう学校の理解を得るべきか早急に取り組んでいく、じっくりと。このように書かせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） 再々質問ございますか。

1番。

○1番（青山英樹君） まず、臨時財政対策債についてですが、先月でしたっけ、議会関係の研修会が東のほうでありまして、そのときに福大の副学長さん、清水先生がたしか来られたんですが、そのときにもやはり、交付税措置というのに関しては、まゆつばだという話があったんです。

それと同様で、中学校建設、改築に関しましても、借金しても後々交付税措置で60%、たしかお金が補てんされるから、借金のうちに入らないよみたいな話がございましたが、実質的にこの臨時財政対策債もその交付税措置という観点からいきますと、これはやはり、からくりという指摘もあるんです。交付税措置を行うことで、二重の金利支配が生じてしまうというふうな意見があるわけです。自治体は公共事業のための借金をして金融機関に金利を払う、国はそれを交付税で面倒を見なければならぬので、資金運用部から金を借りて利息を払う、金融機関と資金運用部に利払いが生じてしまうという、これが交付税措置をしいている実態だというふうな指摘がございます。

当然、しかもこれは金融業とかと同じで、ツケと同じように後々借金をして、その部分を交付税措置で後でツケでもって払ってくれますよと、これはもうデリバティブ商品なんです、はっきり言って。そのような性質のものを信じて、何も疑わずに信頼して、それでそれを活用していくということ自体が、これはちょっとあるまじき行為ではないのかというふうに思うわけです。それは確かに性急な事案等に関しまして、そこを一時活用するというにはあるにしても、臨時財政対策債というのは、今申し上げたような性質であると。そこはある程度、警鐘を鳴らさざるを得ないんじゃないかというふうに思っておりますので、今後、この扱いに関しましては慎重な扱いをしてくださいということをお願いいたします。

それから、時間がちょっとないんですが、教育長さんのお話でありましたが、結局できないという意見が散々現場のほうから言われているような話が今ありましたが、それを何とかしていくのが教育長さんの手腕じ

やないのかと、私は逆に思うところでありまして、実際に現場といたしますか、教育現場ではないんですけども、これは実際にある保護者の方からもありましたが、給食の献立表の中で、1年生、2年生、小学生です、読めないからルビ、振り仮名を振ってあるんですが、これが音楽会が「おとらくかい」、それから希望献立が「きのぞみけんだて」というふうに振ってあるんです。これは単なる言葉だけの間違い、そういうふうに解釈すればそれまでなんです、もう少し現場として認識されまして、この言葉の間違いの事象が問題ではなくて、もう少し全体的に教育というものに関しての、やはり皆さんでの総合的な自覚の問題で、どなたかが気がついたらば直すとか、そういったものが必要ではないのかというふうに思っておりますので、そういったことも今後注意していただきたいというふうに思います。なお、またいずれ、今、時間がないものですから、また次回違う案件でお願いしたいと思います。

以上で終了いたします。ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） では、お答え申し上げたいと思います。

補習等がなかなか時間がとれずにできないという現状につきましては、残念な思いもありますが、しかし学校の現在の現状を考えると、なかなか難しい状況であると。私もかつては学校におりまして、補習授業といいますが、補習の指導のときには、私ももちろん担任や学年の教員等と一緒に指導をしたこともございます。しかし、なかなか私も毎回は出られなかったということもあります。そして、教員の多忙化というのは県の教育委員会挙げて、今、取り組んでいるところではありますが、なかなか改善が難しいと。これは福島県だけではなく、全国の傾向もありまして、そういうこともあって、国では定数改善も検討しているということでございます。そして、そういう状況でありますので、私も努力はしていきたいと思いますが、なかなか難しい状況であると。

そして、次に給食の献立その他ですね、そういう通常の教育活動の中で、いろいろと落ちや問題などもあるかというふうに思います。そういうことについては十分に、一例としてお挙げいただいたというふうに思いますが、学校として文書を出すということは、それに間違いがあるということは極めて恥ずかしいことなので、そういうことも含めて、保護者に誤解を与えることのないように十分注意して指導していきたいというふうに考えております。

ご質問ありがとうございました。

○議長（柏村 栄君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問を打ち切ります。

以上で通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

---

### ◎総括質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより町長から提出されました案件に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

14番。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 私は、きょう村内に葬式がありまして、出たり入ったりして大変ご迷惑をかけて申しわけありませんと思いますけれども。

来年度の予算の中から、恐らく農業を取り巻く矢吹町の基幹産業は、この人口比率から見ても、農業者の第一次産業が人口増の中で大変大きくなっております。それで、本年度の農業生産、リーマンショックから先ほど同僚議員の質問の中にもありましたけれども、年度を押しついでにこの経済不況というのは右肩下がりで下がっております。また政権交代になって、与党の皆さんも財政支出、収入大分苦勞しているわけですが、これもまた数字的に見ると大分悪いと。そして本年度の暑さのための農業生産が落ちると、そういうふうで、現場の状況を聞いてみますと、大分皆さん来年度の再生産の収益も大変じゃないかというふうな声が、この年度末において大分私の耳にも入っております。

それで、これから年度末決算、来年度の経済支出、3月の決算でしょうけれども、大分苦しいと、そういう声が耳に聞こえております。そうすれば、基幹産業の農業者が苦しいということは、消費者が購買意欲がよれていきます。よって、町政の中でも何かしら全体的な、これは日本全国どこでも同じだと思いますけれども、大分形が変わった不況が出てくるんじゃないかと私は心配しております。目に見えてそういうふうな対策をとるような時節が来ない前に、ある程度の大体は予想はできるでしょうから、そういうふうな対策を来年の予算あたりで考えていただきたいと、そういうふうなことを町長の中に、一般質問の中でそのことが多少、私、先ほど言ったように出たり入ったりしているものから聞いておきたいと、そういうことがありましたから、ひとつどのような方向づけを町長として考えているのか伺っておきたいということで質問いたします。

では、よろしく申し上げます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 今、14番、吉田議員のほうから質問されたことに対して、答弁をさせていただきたいと思っております。

農業も大変厳しい状況、さらには経済不況において各業種とも右肩下がりの状況にあると。農家にとって再生産の金額を捻出するのは難しいんじゃないかというような、そうしたご質問がございました。目に見える対策を考慮して、平成23年度から具現化していただきたいということでございます。

個別的にはいろいろと申し上げたいことがございますが、これらについては、平成23年度の政策大綱というものを、町としてはあらわしております。これについては、皆様のほうにまちづくり総合計画の後期計画ということで、それぞれの6つの理念ごとに大まかな事業の内容等を網羅させていただきました。これらを抜粋したものを平成23年度の政策大綱ということであらわしているんですが、内容等については、皆様にお配りさせていただきました後期計画のダイジェスト版とほぼ同様になっておりますので、具体的な内容等については、それを見ていただきたいというふうに思っておりますが、特に農業のほうに吉田議員のほうから関心が高いと

いうことで、農業の再生産が難しければ購買意欲が低下して、不況がさらに深刻化するだろうということについて、町の基幹産業である農業については、どうしたことが地域の経済の活性化に結びつくかということも十分に考慮した中で、できるだけ早い時期、12月中には来年度の当初予算のあらあらの骨子をまとめ上げていきたいというふうに思っておりますので、素案ができた時点で、議員の皆様にも一度、こうしたことを実現化に向けて23年度の主要事業の中で具体化していきたいということでご提案申し上げていきたいというふうに思っておりますので、そうしたことで答弁とさせていただきたいと思っておりますので、吉田議員、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

---

### ◎議案・請願・陳情の付託

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案の付託を行います。

お諮りいたします。議案第58号は8名の委員をもって構成する第1予算特別委員会を、議案第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第64号については7名の委員をもって構成する第2予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算特別委員会、第2予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

それでは、構成メンバーを事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） 朗読いたします。

第1予算特別委員会、青山英樹議員、鈴木隆司議員、藤井精七議員、大木義正議員、熊田宏議員、諸根重男議員、根本信雄議員、栗崎千代松議員。

第2予算特別委員会、竹元孝夫議員、鈴木一夫議員、棚木良一議員、角田秀明議員、永沼義和議員、遠藤守議員、吉田伸議員。

以上です。

○議長（柏村 栄君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第55号、第56号、第57号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の

常任委員会に付託することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決しました。

次に、12月3日までに受理いたしました請願・陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり各常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（柏村 栄君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

まことにご苦労さまでした。

ありがとうございました。

(午後 3時07分)